

近世後期尾道における消費活動と旅人

— 来訪者の受容と地域社会の変容 —

森本 幾子

概要：本稿では、近世後期に尾道を来訪した旅人がもたらした商い物や各種サービスが、尾道における消費活動と地域社会の変容にどのように関係したのかを、文化・文政期を中心とした旅人逗留記録を通じて明らかにする。

キーワード：行商、医療、芸能、商品流通、地域

目次：はじめに

- 1 尾道における旅人の管理機能
- 2 行商の特徴 I. 尾道で取引された商い物の特徴 II. 産地の形成
- 3 医療関係者の来訪 I. 尾道における薬種販売 II. 旅医と地域医療の担保
- 4 芸能興行と尾道 I. 尾道を訪れた芸能者の特徴 II. 芸能興行による浜手景気対策
おわりに

はじめに

近世の商品流通と言えば、モノの流通が想起されるが、実際には物流のみならず、無論様々な情報やサービスも含まれている。とりわけ18世紀後期から19世紀にかけての経済発展は、地域間における商品流通を活発化させ、それにもなって文化や情報の交流も盛んになっていった。

当該期における全国の商品流通の主体としては、諸国の廻船と港の廻船問屋など、比較的大規模な商取引が目され¹、筆者も阿波国撫養の廻船問屋山西家の経営と地域との関係を同家の経営分析を通して考察している²。本稿で対象とする尾道においても、北前船との取引やその流通活動による港の発展が唱えられている³。勿論、これら廻船問屋および港の問屋を中心とした商

¹ 斎藤善之『内海船と幕藩制市場の解体』（柏書房、1994年）、中西聡『近世・近代日本の市場構造—「松前鮭」肥料取引の研究—』（東京大学出版会、1998年）、同『海の富豪の資本主義—北前船と日本の産業化—』（名古屋大学出版会、2009年）など。

² 拙著『幕末・明治期の廻船経営と地域市場—阿波国撫養山西家の経営と地域—』（清文堂出版、2021年）

³ 榎本慶彦『北前船と尾道湊との絆』（文芸社、2014年）、西井亨「尾道石工銘のある狛犬—尾道市文化財総合的把握調査成果から—」（『広島県の考古学と文化財保護—松下正司先生喜寿記念論集—』2014年）、『尾

取引が、委託販売契約や商品を担保とした為替金などの商業金融を介して、当該期の地域経済を発展させたことは否めない。

ただ、商品流通を介して当時の地域社会の様相をより明らかにするためには、庶民の消費活動や需要動向に沿った流通にも着目する必要がある。そこで想起されるのは、これまでの研究史で身分的周縁とされた人々とその生業であろう。都市部を中心とするこれら多様な生業の実態解明は、身分制や都市社会史研究を進展させたが⁴、これらの人々がいかにして全国的流通に関わり、地域市場や地域文化にどのような影響を与えたのかという点については、さらなる考察が必要であろう⁵。

そこで本稿では、人の移動に焦点を当て、とりわけ行商・医療関係者・芸能者がもたらした商い物やサービスが、尾道の庶民需要（消費活動）や地域社会をどのように変容させたのかについて、当時の尾道で生じた諸問題との関係を通して明らかにしたい。また、その過程において、上方を中心とした都市部と、尾道の経済的・文化的関係についても言及したい。

分析方法としては、まず、文化・文政期～天保期にかけて尾道を訪れた旅人滞留の記録（「文化十五年戊寅三月 久保町逗留願扣 久保町組頭徳平 文政甲申正月改名猪右衛門」「文政十三寅十一月ヨリ旅人滞留願扣 久保町組頭役 傳右衛門」（広島県立文書館所蔵青木茂氏旧蔵文書 200004 - 166 - 1、200004 - 166 - 11）をまとめ⁶、関連するその他史料から、これら来訪者と尾道の関係について具体的な考察を試みる⁷。本稿では、とりわけ民衆の文化が高揚し

道市日本遺産調査報告書Ⅰ 尾道の石造物と石工』（尾道市歴史文化まちづくり推進協議会、2016年）など。

⁴ 例えば、高埜利彦編『民間に生きる宗教者』、横田冬彦編『芸能・文化の世界』、塚田孝編『職人・親方・仲間』、吉田伸之編『商いの場と社会』、久留島浩『支配をささえる人々』、久留島・高埜・塚田・横田・吉田編『身分を問い直す』（いずれも吉川弘文館、2000年）などの成果に代表されるように、多様な生業の視点から近世の身分的周縁について議論がなされてきた。

⁵ この点に関しては、神田由築氏による瀬戸内地域を対象とした研究がある。神田氏は、近世における「芸能の商品化」の観点から、「生産者（芸能者集団）」「供給者（興行師）」「需要者（観客）」それぞれに着目し、近世芸能興行の構造と、そこからみた瀬戸内海地域の社会構造について明らかにしている（神田由築『近世の芸能興行と地域社会』東京大学出版会、1999年）。本稿では、このような議論をふまえつつも、来訪者がもたらした商品・医療・芸能・文化それぞれが、その地域の人々の生活にどのような影響を与えたのかということに力点を置いて考察する。

⁶ 当該史料は、文化15年（1818）～天保13年（1842）の久保町を訪れた旅人とその出自、商い物、尾道来訪の目的、尾道滞在期間、尾道での宿屋がそれぞれ日ごとに記載されており（一部抜けている年あり）、当時の尾道における取引の特徴や、庶民需要のあり方を考察することが可能である。

⁷ すでに筆者は、本稿の前提となる論考を発表しているが（拙稿「近世尾道における地域活性化と来訪者の力—行商人・芸能者・医療関係者—」『尾道市立大学地域総合センター叢書No.10』2019年）、本稿ではさらに詳細な分析を行い、より発展的な考察を試みる。

た文化・文政期の時代的特徴に留意しながら考察をすすめることとする⁸。

1 尾道における旅人の管理機能

まず、尾道を来訪した旅人の管理機能について述べておきたい。この時期、旅人を受け入れた宿については、久保町だけで12軒ほどの宿屋（府中屋四郎右衛門、山屋嘉兵衛、金沢屋平八、山野屋佐兵衛、大塔屋左助、灰屋六右衛門、鞆屋市三郎、高須屋勘兵衛、角屋弥市郎、虎屋又兵衛、油屋正助、灰屋久兵衛）があった。かつての尾道の中心地域であった土堂町、十四日町を合わせると、さらに多くの宿が存在していた可能性がある。尾道に入った旅人は、宿主に対して、「添状」を提出した。添状は、紹介状の意味を持ち、身元が不確かな者ではないことを証明するための書類である。添状を受け取った宿主は、まず、肝煎を取次として、その町の組頭に旅人の逗留願を提出し、最終的には組頭から尾道町年寄に上申された。寛政5年（1793）には、旅人の一宿目は町役所へ届ける必要があるが、二宿目以降は、宿主が逗留願を認め、それを年行司と肝煎格が吟味の上、組頭へ提出することが取決められている⁹。

尾道を来訪した旅人の逗留期間は短い日程で3日間、長期になると1年におよび、滞在を延期したい場合は、「追願」を提出した。万一、尾道で問題を起こした旅人が存在した場合は、尾道町奉行所から今後尾道に入ることを一切禁止するなどの厳しい沙汰が下されている。

史料1は、石州大森から尾道を訪れた読本売の虎吉なる者が、尾道で何らかのトラブルを起こしたため、尾道町奉行所の役人から当時の尾道町年寄であった橋本吉兵衛に対して、虎吉の「尾道町徘徊差留」「一夜泊りも不相成趣」を申し渡したものである。当史料は年不詳であるが、橋本吉兵衛が町年寄を勤めているため、本稿で考察対象となる近世後期のものであると推測できる。

⁸ かつて青木美智男氏は、「(前略) 化政期という時代は、幕政史や藩政史から叙述を始めるという一般的なスタイルでは、その時代像を豊かに描き出せない時代だと言ってよいと思っている。どちらかといえば、民衆の側から、そして文化の状況から描きはじめることができるという点で、これまでの歴史にないあたらしい時代である。百姓出身の一茶や貧しい町人の北斎が、生き生きと自己主張ができ、大成しえた時代をむかえたわけである。(中略)かれらを支えた民衆の文化的力量の水準を評価しなければならない。」と述べ、歴史学研究における文化・文政期の重要性を指摘している(青木美智男『文化文政期の民衆と文化』(文化書房博文社、1985年)、111頁)。

⁹ 『新尾道市史 資料編 近世』(尾道市、2022年) 203頁～204頁。

史料¹⁰

覚

石州大森読本売 虎吉

一、右之者今日一応向尋相濟、已来尾道町徘徊差留、一夜泊りも不相成趣申渡せ立去せ候付、此旨承知くじ闖入番人等不及ニ付彼是申達候、以上

七月廿日

児玉茂助

村田柳蔵

町年寄 吉兵衛殿

来訪者に対するこのような厳しい処置は、尾道町の治安を守り、地域の秩序を維持するためのものに他ならない。当時尾道には、日本全国より様々な人々が訪れていたため、それら旅人の管理は、宿の重要な役割であった。したがって、旅人の管理を委任された宿主が不埒な行為に及んだ場合（尾道町奉行所へ許可を得ずに旅人を宿泊させるなど）、その宿は、一定期間に及ぶ営業停止などの厳科に処せられている¹¹。

さらに、どこの地域からの来訪者が多かったのかみてみたい。表1は、前述史料の分析によって、尾道を訪れた人々の来訪回数が多い地域から順に提示したものである。ただし、「無願」による咎に処せられた者も存在するように、宿屋が全ての旅人の記録を書留めているとは限らず、正確な数とは言い難いが、ある程度の傾向は把握できるだろう。表1をみると、この時期、尾道を訪れた旅人の来訪回数は、圧倒的に大坂（大坂三郷）が多いことが分かる（23.1%）。これは、廻船などを主体とした取引においても同様で、近世後期の尾道は、大坂との経済的関係が強固であった¹²。大坂に続いて安芸国（11.5%）、備中国（10.3%）、播磨国（9.7%）がつき、

¹⁰ 「覚」（広島県立文書館所蔵橋本家文書 8806 - 2629）

¹¹ 例えば、久保町の宿主灰屋久兵衛は、「不法」があったため、文政元年（1818）12月26日～翌文政2年（1819）4月4日まで「宿屋職御取上」の沙汰が下されている。また、同様に久保町の宿主金沢屋平八が旅人を「無願」で留め置いた咎により、文政2年7月3日～翌文政3年（1820）正月16日まで「宿屋職取揚」となっている。これらの者が営業再開できたのは、組合の者や同職の者から尾道町奉行所に対して嘆願がなされたからである（「文化十五年戊寅三月 久保町逗留願扣 久保町組頭徳平 文政甲申正月改名猪右衛門」（広島県立文書館所蔵青木茂氏旧蔵文書 200004 - 166 - 1）。

¹² 文政2年、尾道の林屋要助と大坂船町天満屋吉右衛門が共同で、尾道から大坂向けの早船仕立を願い出した際の記録には、「（前略）当地（*筆者注＝尾道）之儀は、上方懸け売事仕候者過半有之候故（後略）」と記され、この時期尾道では、上方向けの商売を行っている者が過半数を占めていたことが分かる（「文

最も近隣の備後国は五番目（6.8%）となっている。その他京都（5.3%）や江戸（2.3%）からの来訪もみられ、大坂を含め、都市部との結び付きも強かったことがうかがえる。

2. 行商の特徴

次に、尾道を訪れた旅人のうち、主にモノを販売した行商たちとその商い物を通して、尾道町の庶民需要の様相について考察したい。表2は、旅人の記録のうち、とりわけモノの取引に分類できるものを商品ごとに提示し、さらにそれらの商い物をもたらした行商の出自について明記したものである。表2をみると、実にさまざまな商い物が多く、地域から行商によってもたらされていたことが判明する。

1. 尾道で取引された商い物の特徴

まず、尾道で取引された商い物のうち、とりわけ多く確認できるのが、小間物類である。具体的には、櫛・こうがい・花かんざし・硝子かんざし・鼈甲細工・煙草入れ・印籠巾着・袋倉などが挙げられる。櫛・こうがいは、大坂鈴木町、新町、久太郎町など大都市部から、また、櫛については、播磨国多賀郡津万村、摂津国池田、尾張国木曾筑間郡熱川など、銘木の生産地からそれぞれ売りに来ている。大坂新町は遊廓があり、尾道の久保町周辺にも新地などの遊所が存在していたため、大坂の遊所で流行していた櫛・こうがいが、行商を介して尾道の遊所に伝わった可能性が高い。花かんざしや硝子かんざし、錫かんざしなどは、当時上方で流行していた高級な小間物類であった¹³。

その他呉服・反物・糸物などの商い物も多い。染物類・絹物染地・紬・山繭紬・毛綿・小倉真田などが当時の尾道の人々の衣類として需要が高かったことが分かる。例えば、明治13年（1880）の西南諸港報告書の尾道港の輸入商品の代価割合¹⁴をみると、呉服は、輸入品のなか

政元年 十四日町役方年誌 尾道町年寄筆頭龜山本助」広島県立文書館所蔵青木茂氏旧蔵文書 20000 - 41)。

¹³ 近世中後期以降、例えば上方（京・大坂）では、錫を素材とした高級で洒落た生活用具が生産されるようになった。これらは主に都市部の富裕層に需要があり、上方の商人たちは、錫製の銚子・茶壺・茶托・神酒徳利などを使用している。小間物類との関係で言えば、京都島原の揚屋であった角屋の『諸道具控帳』には、これらの道具とともに「菊花飾びらびら簪」（明治期）がみられる（吉田晶子・宮元正博・千葉太郎編『なにわ・大阪文化遺産学叢書8 大阪の伝統工芸—茶湯釜と大阪浪華錫器—』（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター、2008年、25頁～26頁）。この頃から、こういった都市部の高級工芸品やデザインが、行商によって文化として各地に伝わったのである。

¹⁴ 明治13年（1880）の尾道港における輸入品は、多い順に、米（644,000円）、呉服（227,500円）、白砂糖（194,000円）、鯉絞粕（171,000円）、生蠟（151,550円）、塩魚（150,000円）、西洋太物（144,000円）、石炭油（110,000円）となっており（「尾ノ道港」（『近代日本商品流通史資料 第二巻「西南諸港報告書」』日本経済評論社、

で米に次いで多い商品であり、尾道における富裕層の需要が想起される。その他衣料関係では、足袋・太物・古手類などがみられ、これらの商品が大店を経由するだけでなく、行商たちによって商われていたことが分かる。これら行商がもたらした小間物類・呉服類は、当時の奢侈品に分類され、藩権力が繰り返し発令した儉約令によって、もっぱら着用が禁止された対象でもあった。

次の**史料2**は、文化2年（1805）12月の尾道町奉行所からの通達を受け、同3年（1806）に尾道町に出されたお触れの一部である。

史料2¹⁵

未正月儉約触

一 近年儉約筋何となく流合候廉々も相見候、花美之風俗長し彼是困窮ニ至り不相濟事ニ候、諸事省略ニ而分量よりも内端ニ相心得、過分之暮奢之風俗ハ衰微之元ニ候、依之万端古風質朴ニ立返り、随分儉約第一ニ相心得、殊当所者御他領近く、売買人集メ多、御領分外所方も目ニ立候故、別而堅可相守候、左之通相心得、儉約之主意忘却不仕、必迂闊ニ存間敷、花美風俗等有之触示し之通心得違候者相聞候得者、急度可遂吟味、此旨未々迄不洩様、急度可相触候

一 衣服美々敷品不相用、都而麤服相用候事

但六拾歳已上拾歳已下ハ格別之事

附紙ニ而

町役人・医師并大家分妻子着服之事

紬山まゆ 絹帯

月行司并家持妻子着服之事

もめん絹うら 紬帯

借家住并奉公人着服之事

もめん着用、えり袖等迄目立候類堅用捨可仕事

(中略)

一 母・妻子并下女鼈甲之櫛・かうかい・かんさし之類さし候儀并地合結構成ル鼻紙袋・たはこ入所持仕候義無用、右差留之品持来候共相用候事仕間敷候

一 御城下又ハ上方其外方諸商人参候共、町内男女無益持遊ひ惣而高直成品堅く買求メ申間敷事

1979年)、呉服の取引および需要が大きかったことが分かる。

¹⁵「文化二年年誌 灰屋吉兵衛」(広島県立文書館所蔵青木茂氏旧蔵文書 200004 - 32)

(中略)

- 一 普請作事等致し候共、栄耀ヶ間敷儀無之様銘々分量ニ応し随分手輕ニ仕、儉約中別而用捨可仕事

(中略)

- 一 衣服も同様美々敷品相用申間敷、身之上宜キ者ニ而も諸道具等迄も輕ク、其已下右ニ准し可取計候事

(中略)

- 一 男女髮結び様異形ニ目立候儀不仕、おとなしく可仕候、婦人まげくゝり絹縮緬無用之事

(後略)

史料1の主な内容としては、まず、①尾道は他領が近く、商売する人々も多く集まり、広島藩のどの地域よりも目立つため、「花美之風俗」「過分之暮」「奢之風俗」を改め、古風質朴を心掛けること、が触れ示されている。つまり、19世紀前期の尾道では、権力側が儉約令を出さなければならないほど、奢侈品を用いる人々が多くなり、庶民の生活が「花美」になっていたのである。

また、②尾道町では、町役人・医師・大家の妻子は紬山まゆ・絹帯、月行司・家持の妻子は木綿絹裏・紬帯、借家や奉公人は木綿（襟袖に目立つものを用いてはならない）など、町人の格式によって着服も定められていた。再度のお触れは、格式に準じた着服の規定も次第に守られなくなっていたことを示している。

その他、③母・妻子・下女たちが、鬘甲の櫛・こうがい・かんざしなど挿し、高価な鼻紙入や煙草入れを使用すること、④家の普請・作事を栄耀がましくすること、⑤「身之上宜キ者」であっても高価な諸道具を所持すること、⑥男女が目立つような髪結いをする事、⑦婦人の鬘くりに絹縮緬を用いることなど、がそれぞれ禁止されている。当時は、「女髮結渡世」の者も増加しており、当初は許可されていたが、次第に「自然女之嗜を失」、「所業惰弱」になったため、新地遊女のほかは、尾道町の女性が髪を結わえることを禁止するほか、女髮結の渡世変更が申付けられるまでになっている¹⁶。これは、裏を返せば、当時の尾道町の女性たちのファッションに対する意識が高まっていたことの証左でもあるとともに、女性によって消費が捉されたことをあらわしている。

表2で確認できるように、このような儉約令が出されていたにもかかわらず、実際には、行商を介して奢侈品が尾道に流入し、庶民によって積極的に消費されていた。前掲の儉約令にも、城下（広島）や上方から来る商人から高価な品を買い求めてはならないことが明記されている

¹⁶ 「覚」（『栗田年誌』天保13年（1842）6月6日、『新修尾道市史 第六巻』、660頁）。

が、表2の各地からの多様な商い物をみると、尾道においては、広島藩の倭約令もそれ程の効力を持たなかったことが容易に推測できよう。

さらに、古道具・脇指小道具・掛物・茶道具・欄間判木・表具・絵の工類・植木なども、当時の尾道ならではの商い物であったと言えよう。これらは、尾道商人の別荘である茶園や寺院などに需要があったものと考えられる。ちょうどこの時期は、尾道の豪商で町年寄などをつとめながら、漢詩や煎茶を嗜んだ橋本吉兵衛のもとに、頼山陽・田能村竹田などの文人をはじめ、平田玉蘊のような女流画家が集い、文化サロンが形成されていた¹⁷。このような高度な文化的機運が熟していたこともあって、各地の行商はこれら文人・画工たちに需要のあった道具を売りに来ていたのであろう。

例えば、脇指小道具類は、弘化5年(1848)の「当用録」(橋本吉兵衛の日記)正月22日の条に、「倉田氏より大小縁頭ふちがしらこつか小柄書状相添参り候事」と記されているように¹⁸、尾道豪商の鑑賞用として、また、武家との交流の媒体として重要なものであった。これらは主に大坂、播磨国加古川、備中国倉敷などからもたらされている。

植木についても同様に、尾道豪商の茶園や寺院の築庭に需要があった。表2をみると、植木については、備中国笠岡、摂津国池田、同川辺郡山本町、土佐国下之茅、同八幡郡下田浦など遠方からの行商人が確認できる。例えば、摂津国池田周辺は、現在でも植木の産地として有名であり、尾道の豪商や寺院が、周辺地域だけではなく、当時の名産地の植木を取り寄せていたことがうかがえる。

その他注目されるのは、書林が、当時出版業の盛んであった大坂、京都、江戸の三都を中心とする各地から来訪し、「いろは教方本」「しつけ方本」など子供たちの教育に関係する書物を商っていることである。さらに、子供手遊(四ツ橋)・飴(立売堀)や飴の鳥細工¹⁹など子供

¹⁷ 池田明子『頼山陽と平田玉蘊』(亜紀書房、1996年)ほか参照。文化・文政期～天保期に活躍した平田玉蘊や中井泰嶺などは、京都の円山・四条派に学び、尾道の寺院の障壁画や天井絵などを精力的に描いた。これらは現在も尾道市の貴重な文化として尾道市の各寺院、資料館、美術館に遺されている。このことは、経済的発展とともに展開した当該期(文化・文政期～天保期)の尾道における文化の成熟度がいかに高いものであったかを示している。行商の来訪は、文化の成熟とも密接に結付いていたのである。

¹⁸ 「弘化五年正月 当用録」(広島県立図書館所蔵橋本家文書No.198806 - 950)。倉田氏とは、広島城下大須賀渡場が北へ入に居を構えた浅野家家中の倉田栄蔵のことであると考えられる。尾道の豪商たちは、このような道具類を介して広島藩の武家社会と交流していたのである。

¹⁹ 『守貞謾稿』の「飴細工」の項目には、「(前略)けだし飴細工は、皆必ず葎茎の頭に粘す。また飴丸を葎頭に粘し、これを吹きて中虚の大丸とするあり。専ら藍・紅等をもつてこれを彩す。諸形ともに飴細工は、製後これを彩すなり。また昔は鳥形を専らとするか、今世も飴の鳥と云ひて、飴細工の惣名とす(後略)」とある(喜多川守貞著・宇佐美英機校訂『近世風俗志(一)(守貞謾稿)』(岩波文庫、2007年、264頁)。また、文化年間の江戸では、大坂下りの飴曲吹熊吉なる人物が飴細工で人気を博しており(花咲一男『江戸行商百姿』三樹書房、1992年、38頁、60頁)、当時、大坂からの飴細工の需要が高かったことがうか

たちの遊戯に需要の高い商い物を取扱う行商が、主に大坂から訪れている。当時、広島周辺地域においても、子供手遊びの道具は流行しており²⁰、都市部の教育や遊戯がこのような行商を介して子どもたちの文化として伝わっていたのである。また、小鳥・鳥（備中国倉敷、紀伊国和歌山）やあさがお（備前国岡山）などは、当時のペットブームや観賞用植物の流行が都市部からその周辺地域へも拡大していたことを示している²¹。

これらの行商はいわゆる香具師として分類される者も多かったであろうが²²、これらの人々によって多様な商い物が文化として尾道にもたらされ、尾道の人々は儉約令をよそに、それらを消費したのである。

また、商談のために問屋など大店の奉公人の来訪が多かったのも大坂である。例えば、八百屋注文取（天満）、諸国米問屋（堂島）、荒物注文取（松屋町筋九之助橋、島の内鍛冶屋町）などの商いがそれに当たる。「藍代かけ取」にいたっては、大坂藍商人の阿波屋幸兵衛と、生産者である阿波国北方（阿波藍生産地域である吉野川流域のこと）の政七なる者が連れ立って訪れており、尾道商人によるたび重なる藍代金滞納の様子もうかがわれる。表2をみると、その他の掛取りの来訪も多い。さらに、備前国岡山、備中国倉敷などからは縁談相談、周防国宮市町からは奉公希望に訪れるなど、尾道と周辺地域の婚姻や雇用の関係が垣間見えて興味深い。

これらの行商たちのなかには、長期間にわたって尾道商人と取引関係を維持していた者もあり²³、継続的な関係を有しつつ、尾道の消費や文化に影響を与えた者も少なくなかった。

がえる。

²⁰ 享和元年（1801）の広島城下では「町方小児の持ち遊び新物出で申し、町中大流行」と記されているように（進藤寿伯稿・金指正三校註『近世異聞・耳の垢』青蛙房、1972年、127頁）、子供たちの遊び道具（玩具）の新物が大流行していた様子がうかがえる。なお、『近世異聞・耳の垢』は、当時、広島町の医師であり、藩医もつとめた進藤寿伯による事件・風説等の諸記録である。

²¹ 文化・文政期頃から鉢植えが大流行し、朝顔などの翫賞がさかんになった。津田左右吉はこのことについて、「自然の愛が、小さい、ひねくれたものに向かって来たことを示す。」と評しているが（津田左右吉『文学に現れたる我が国民思想の研究（七）』（岩波書店、2006年、63頁）、大坂では、文化7年（1810）～同8年（1811）頃より朝顔を賞翫することが流行し、「朝兒萬歳」という唱歌まで戯作された。その後、文政2年～同3年頃から次第に人気は落ち着いてきたとされる（『摂陽奇観』巻之四十五（『浪速叢書第五』1929年、512頁～515頁））。

²² 豊後国浜之市を訪れた商人や芸能民を分析した神田氏によると、文化・文政期頃より、さまざまな業態の者が領内に入るようになり、その地域に利害を有する者たちとの間で軋轢が生じるようになったことから、藩の統制が「香具師」にも拡大されたことが指摘されている（神田前掲書、124頁～136頁）。同時期の尾道においても、これほどの来訪者があったため、同じような事態が懸念されたと推測される。したがって、それらの人々を管理する宿屋の存在は極めて重要であった。

²³ 嘉永年間には、ある尾道商人の放蕩息子が親に勘当された際、この家に京都から毎年のように行商として来訪していた端物商人が、自分のところで面倒を見ると言って京都へ連れ帰り、自分の店の世話をさせた事例も確認でき（進藤寿伯稿・金指正三校註『近世異聞・耳の垢』、154頁～156頁）、長年付き合い

さらに、物を商うだけでなく、技術を教授する人々も多く訪れている。例えば、大坂南船場、江戸深川、長門国赤間関からは庭築（萩之流築山直し）が来ている。前述の植木のところでも述べたが、尾道には豪商の茶園や寺院が多かったため、大坂・江戸のほか、当時発展した湊町の庭師の洗練された技術を取り入れていたのであろう。商人たちが庭園を築くようになったのは、煎茶など茶道の流行の影響が大きかったとされている²⁴。また、尾道では囲碁が盛んであったためか、碁将棋盤仕入目盛が大坂淀屋橋、江戸日本橋から訪れている。その他大坂からは、上菓子指南、櫛・こうがい直し、天秤針口直師などが来訪し、人が有する何らかの技術が文化として流通していたことが分かる。

II. 産地の形成

本稿で中心とする旅人逗留の史料が作成された文化・文政期頃（19世紀前期）には、全国的な商品需要の拡大とそれに伴う商品生産の増加、諸藩の国産化政策などが相まって、各地で産地が形成されていった。表2をみると、各地における商い物やサービスの産地化と、社会的分業の細分化がかなり進んでいたことがうかがえよう。

例えば、尾道商人の着服（原料含む）のうち、繭・山繭紬を商う行商人の出自には、安芸国高宮郡鈴張村、同沼田郡小川内村、同山縣郡吉木村などが見られる。これらは山まゆ織（可部紬・鈴張紬）と呼ばれ、当時広島藩の国産品として発展した産業であった。同様に衣料の原料となる綿・繰綿は、播磨国加古川、周防国岩国からもたらされている。当時、播磨国加古川流域は全国的にも著名な綿の産地であった。さらに、眼鏡も播磨国からのものが多い。これらの地域では綿を加工するための道具類（箆・綿わく細工）の生産もみられ、眼鏡もこれらの技術と何らかの関係性を有しているのかも知れない。また、団扇は讃岐国丸亀魚屋町から、弁柄は備中国吹屋から、有馬籠は大坂四ツ橋、播磨国北条から、木具類は大和国高田村、美作国勝山などからそれぞれ売られている。来訪者が最も多かった大坂市中の内部においても、それぞれ商い物の生産地の特化が進んでいたことが、行商の出自からうかがえる。

そして、紺屋染め物や更紗型付の技術が、武威国江戸や播磨国林田庄建部内匠頭領大堤村など尾道から遠方の農村部の職人によってもたらされていたことを見逃してはならない。この頃は、都市部のみならず、農村部においても加工業をはじめ、新たな産業が発展しつつあった。表2をみると、農村部からの来訪も決して少なくなく、各地の農村部と尾道のような湊町が、

のある行商との間には、情誼的ともいえるつながりがみられた。

²⁴ 茶の湯のために建てられた茶室の周囲に露地が作られ、煎茶のために座敷の全面に石組や樹木を施した庭園が作られた。茶道の影響で家主の美意識が高まり、その指示を受けた植木屋が工夫を凝らして技術力を高めたことで、庭園は洗練されていったとされる（飛田範夫『大坂の庭園 太閤の城と町人文化』京都大学学術出版会、2012年）、186頁～188頁。

行商を介して結び付くようになっていたことが分かる。

これら商い物の特産地化が進んだのは、各藩の国産化政策によるところが大きかったが、行商など人の移動を介して、より消費者に近いところに商い物がもたらされたことも影響していたのではないだろうか。この頃になると、庶民は、消費できれば何でも良いとするのではなく、上方を中心に流行した商い物やより高度な技術やサービスを求めるようになっていたのである。

3 医療関係者の来訪

次に、医療に関係する人々の来訪と尾道地域との関係について考察したい。表3は、尾道を訪れた医療関係者を提示したものである。

1. 尾道における薬種販売

まず、薬種について詳しくみていきたい。『守貞謾稿』の「菓子売」の項目には「飴菓子売り・製菓売り等数種窮まりなく、また毎時異扮をなす者際限なし。(中略)あるひは女扮し、または唐扮し、または小児に扮すの類なり。これ皆矢師と云ふ賈人の所為なり。(中略)もつとも矢師中間と称し、諸国に巡りて各互ひに定法あり、私にこれをなすことを許さず。これをなす者、必ずかの党に入りて後にこれをなすなり。また三都ともに製菓店は、かの徒の仲間なりと云ふ。いまだこれを詳らかにせず。」²⁵と記され、製菓売りなどは数えきれないほど多く、これらは皆、異扮をなして商売をする「矢師」(香具師)であるという。したがって、薬種売については、その効能も玉石混淆であったと言えるだろう。

表3をみると、薬種は大坂本町・同上町(家伝救命散)・同島之内(目薬)、淡路国上本町、安芸国広島城下、同海田市、同賀茂郡(田口村・長浜)、同廿日市、備中国玉島、同西浜村、同惣(総)社田町、備後国福山、同三次、京四条通り、江戸、石見国井津和村、越中国富山(薬入替)、同滑川(合薬)、伊予国松山、讃岐国観音寺など、大坂、江戸のほか尾道周辺の瀬戸内地域、日本海地域から売られている。

このうち、正式に販売する免許が与えられていたのは、大坂からきた「御国中御免薬売買」の者(曾谷作兵衛)であろう。また、安芸国からの売薬が多いのも特徴である。なかでも海田市・奥海田からの売薬には、練り薬、曾金丹練薬・一角²⁶練薬・紫金錠薬・精気円・丸薬・虫薬、

²⁵ 喜多川守貞著・宇佐美英機校訂『近世風俗志(一)(守貞謾稿)』(岩波文庫、2007年)、265頁。

²⁶ 一角は、北極圏とその周辺に生息する歯クジラ的一种である。体長4~5mの中型クジラで、雄の頭部に3mにも達する左上顎の門歯が伸びている。一角の歯は、近世期には長崎出島から輸入され、標本、食膳用の箸、新奇な医薬品として消費された。解毒作用があるとされ、当時の流行り病であった疱瘡の特効薬として珍重された。鮫皮でおろし、2、3回ずつ白湯で飲むのが良いとされていた(『杏雨書屋常設

一角練香が売られており、種類が豊富である。その他、安芸国広島京橋金屋からの売薬のほか、広島中嶋本町、広島本川から膏薬、油ぬき薬が、同国賀茂郡田口村、同長浜から一元丹練薬・歯磨薬が、それぞれ売られている。広島藩では、文政2年、「薬種掘り」が藩の御山方の管轄下で統制されることとなったが、「薬種掘り」は、当時、小百姓や浮過の者の生活に欠かせない副業となっていたため、村方からの願い出により、早くも翌文政3年には、統制が緩和されている²⁷。それほど薬種を採取し生計を立てる者および薬種を消費する者が領内外でも増加していたのであろう²⁸。

さらに、当時、尾道町奉行所から尾道の町に対して、従来、京・大坂など上方から仕入れていた唐物・薬種・端物を、今後は広島の指定された問屋から買調え、上方から取り寄せることがなくなっても支障がないかどうか、また、これまで尾道で薬種・端物商売を行ってきた人数を減少させても問題はないかどうかということが尋ねられている²⁹。このような尋向は、他国商人への正金銀流出を尾道町奉行所が懸念したものであると同時に、薬種の需要が増加するにつれ、次第に上方（京・大坂）の薬種商と尾道商人の間に様々な問題が発生するようになったことが背景にあったと考えられる。

次の**史料3**は、京都の薬種商、尾道の宿屋職の者、尾道の薬種商との間で生じたトラブルについて記したものである。史料の年代が不明であるが、橋本吉兵衛が尾道町年寄を勤めているので、本稿が対象とする近世後期であろうと推測できる。

史料3³⁰

覚

	町年寄 吉兵衛
一 申聞	組頭 千助
	同 太郎左衛門
	庄屋 亮三

展示図録「流行り病を乗り越えて」公益財団法人 武田科学振興財団、2022年、23頁）。海田市・奥海田から販売された一角練薬もこれと関係するものか。

²⁷ 『広島県史 近世2』（広島県、1984年）、398頁～399頁。

²⁸ 近世後期の小説家滝澤馬琴（1767～1848年）なども、生活難や家族にかかる医療費のため、売薬製造に乗り出していた。その他山東京伝（1761～1816年）・式亭三馬（1776～1822年）など著名な作家や絵師なども自ら生薬屋として売薬をはじめることが多かったとされる（吉岡信『近世日本薬業史研究』薬事日報社、1989年、p252～p286）。

²⁹ 「覚」（広島県立文書館所蔵橋本家文書 8806 - 181 - 18）

³⁰ 「覚」（京都薬種売捌一件二付申聞）（広島県立文書館所蔵橋本家文書 8806 - 2975）

右者先達而京都曾谷龜吉手代作兵衛并当町鮎屋万次郎・岩井屋保五郎等ノ願出差出し候一件被遂吟味候処、万次郎義者願筋一円無之候処心得違連印ニ而差出し、殊ニ無願ニ而、作兵衛留メ置候段誤出并作兵衛願出之要旨ハ、保五郎手製之薬を以、龜吉製法之薬と申売捌可申心組ニ付差留メ候様願出ニ相見候得共、於保五郎ニ者決而左様之義無之段并願筋も無之、畢竟作兵衛儀願書差出候ニ付、為突合願書差出し全心得違之段誤出候ニ付、其余之不及吟味候へ共、兩人共心得違之廉を以咎メ申付置候間、尚又其方共心を附相示し都而他人之名を術候様之義有之候ハ、早速可申出、右躰兩人共心得違之義ハ平日其方共示し筋不行届之義と相見、已来精々心を附可申事

附タリ京都曾谷龜吉製法之薬売弘之者当所へ罷越し候節差間ニ不相成様ニと先年申付置候処、心得違候ものも有之哉ニ相見、已来迎も右薬売弘之もの罷越し候とも不差間様致し遣し候迄ニ而金銀貸借之義決而致間敷、買物代等ニ而も差纏候とも上ニ取揚ハ無之候条、天満屋茂左衛門・七十屋徳左衛門等作兵衛へ出会候趣も相聞、右兩人ハ勿論、其外作兵衛入懇之ものへハ心を付可申聞并鮎屋万次郎義ハ心得違不埒筋も有之、已来作兵衛宿ハ差留メ、其外宿屋職之者共作兵衛宿致し候節、同人頼出候様ハ相達し遣し賃銀等度々ニ可受取、別而旅人へ借家杯借り遣し候義致間敷様、宿屋職一統江急度可申付、万一借家江不差置候而ハ不相濟義も有之候分ハ其度々申出候様可取計事

亥二月十五日

町御奉行所 ㊦

史料3は、尾道町奉行所が尾道町年寄橋本吉兵衛以下町役人たちの薬種販売に関わる管理不行届を注意したものである。その吟味内容としては、①京都の薬種商曾谷龜吉の手代作兵衛から、尾道商人岩井保五郎が、保五郎手製の薬を（京都の）曾谷龜吉手製の薬であると偽って売捌こうとしているのを中止してもらいたいと願出があったこと、②保五郎を取調べたところ、身に覚えがないまま町奉行所へ作兵衛と連印で願出をしたこと、③尾道の宿屋の鮎屋万次郎も、願筋がないにもかかわらず作兵衛と連印で願出を行ったことのほか、尾道町奉行所に「無願」（届け出のない）のまま作兵衛を泊めていたことなど、尾道商人たちに関わるいくつかの咎が記されている。**史料3**に登場する京都薬種商曾谷龜吉手代の作兵衛は、**表3**の「御國中御免薬売」のため大坂から来訪した者と名前が一致するので、**表3**の行商人は京都曾谷龜吉の大坂出店であった可能性が高い。

注目すべきは、この一件が発生した前年にはすでに、尾道町奉行所から京都の曾谷龜吉製の薬を売弘める者が尾道を来訪した際、問題が発生しないよう忠告がなされていたことである。

その上であらためて、金銀貸借は決して行ってはならないこと、購入代金のことでトラブルが発生しても尾道町奉行所は逐一取上げないこと、尾道商人のうち作兵衛と「入懇」の者に対して注意するよう申聞かせること等が申付けられている。さらに、無断で作兵衛を宿泊させた鮎屋万次郎に対しては、宿屋職の営業停止という厳しい沙汰が下され、今後は尾道を訪れる旅人に借家をさせないよう、宿屋職の者へ通達することが申付けられている。

史料3からは、上方から訪れた薬種商によって、当時、尾道の宿屋や商人との間で薬種の製法、金銭貸借、滞在中の借家等をめぐって多くの問題が発生するようになっていたことが判明する。前述のように、尾道町奉行所が、上方からの薬種等を買入れず、広島から仕入れることについて尾道町役人に尋ねたのは、このような他国商人とのトラブルを回避するためであったと考えられることもできるだろう。

再び**表3**をみると、同じ薬種販売であっても、例えば、江戸上之町白河町や同谷中山崎町から来訪した「弘慶子丸薬³¹」売りおよび「藤八五文薬³²」売りなどのように、明らかに香具師のような存在も確認できる。当時、香具師が売っていたのは、薬や化粧品などで、十三香具のなかには、諸製薬居付売弘所、入歯師口中療治、辻医師膏薬売薬、諸国妙薬取次所、薬歯磨紅白粉、日限売薬療治師などが含まれていたとされている³³。**表3**をみると、口内治療に関する者は、歯療治は大坂道修町、安芸国広島・竹原（口中療治）から、入れ歯細工は安芸国竹原、京数珠屋町下ル・同寺町通り広小路・同堀川通り、備前国岡山桜屋町、江戸浅草田原町・同谷中山崎町、伊予国宇和島などからそれぞれ訪れていることが確認でき、尾道の人々の口内ケアに関する意識の高まりがうかがえる。

さらに、**表3**のうち、最も多くの地域からの来訪が確認できるのは「按摩」である。按摩は、大坂、京、江戸のほか安芸国、播磨国、備前国、備中国、備後国、石見国、伊予国、讃岐国、周防国、長門国、肥前国など、西日本を中心とした各地域から訪れている。『守貞謄稿』には、按摩について、「諸国盲人、これを業とする者多し。あるひは盲目にあらざるもあり、あるひは得意の招きに応じて行くのみもあり、あるひは路上を呼び巡りて需めに応ずるあり。けだし三都諸国ともに、振り按摩は小笛を吹くを標とす。振りは得意に往かず、何家にて需めに応

³¹ 安永の初め頃（18世紀後期）から、柿色から草の半天に浅葱の股引をはく扮装をし、竹の皮の唐人笠をかぶり、癩・溜飲に効き目があるという「弘慶子」を売り歩いた行商のことを指す（花咲前掲書、100頁）。

³² 二人がそれぞれ大道を歩きながら、一人が「藤八」というと、もう一人が「五文」と相槌をうち、次に二人が向かい合って「奇妙」とはやし、それから二人で口を揃えて薬の効能をまくしたてながら販売した行商のことを指す（花咲前掲書、102頁）。

³³ 吉岡前掲書、135頁。13種類の香具のうち、9種類までが売薬であり、「わが国の医療制度の沿革上注目すべきこと」であると評する学説も存在するほどである。香具師は、文久2年（1862）頃の調査では、約800人にのぼったとされるが、その呼称は明治になって禁止された（吉岡前掲書、135頁）。

ざるを、諸賈またこれに准じて振り売りと云ふに同じ（後略）。」とあり³⁴、按摩には、盲人でこれを生業とする者が多く、得意先の招きに応じて施術するほか、「振り按摩」と称し、小笛を吹いてやって来たことを知らせる者もあった。尾道を訪れたのも、おそらくこの「振り按摩」であろう。19世紀前期は、日本各地で地域経済が発展し、過酷な労働に従事する者も増加したため、あんま、はり、灸点などの癒しや解しなど、血行促進のための施術の需要が高まったのであろう。そのような需要に応じるため、諸国から按摩を生業とする者が訪れていたのである。

同様に、血行促進に需要のあった「汐風呂」も、広島周辺地域に特徴的な湯治法であった。**表3**をみると、汐風呂は、安芸国広島城下（鉄砲町・猿猴橋町）から訪れ、尾道の新地で営業していたことが分かる。汐風呂は、松江藩儒であった桃節山の『西遊日記』（慶応元年（1865）8月1日条）に「（前略）潮風呂今日より焼候由なれハ何卒彼へ参りたし、（中略）都合五人ニ而潮風呂ニ浴ス。潮風呂ハ全く薬湯之由、潮を焼候蒸風呂也。」とあるように³⁵、塩を焼いて設えた蒸風呂で、いわゆるサウナのようなものであった。したがって、娯楽の一種であるとも言えるが、当時、薬湯を営業する人々が広島城下に存在していたことが判明し、塩の特産地であった瀬戸内地域の特徴として興味深い。

このように、薬種、歯の治療、入れ歯細工、按摩、汐風呂、さらに行商のところで確認した眼鏡等の需要は、人々が自分の身体に対してケアの意識を持つようになったことの表れである。これらを売捌く来訪者のなかには、香具師のような存在も含まれていたが、これらの人々が媒介となり、民間療法的な技術が各地に伝播したことによって、自分の身体に対する人々の意識も次第に変化していったものと考えられる³⁶。

II. 旅医と地域医療の担保

さらに**表3**を確認すると、大坂・京・江戸のほか、安芸国広島、同賀茂郡、備後国吉和村、同奴可郡西条、同因島、伊予国松山、土佐国などから医師、医師修行・眼病修行の者が尾道を訪れている。これら医師についても、前述の薬種と同様、その技術や見立てのほどは定かではない。ただ、多くの医療関係者が他地域から訪れるようになったことによって、尾道の地域医療がどのように変化したのかについて考える必要がある。次の**史料4**は、文化12年（1815）に、

³⁴ 喜多川守貞著・宇佐美英機校訂『近世風俗志（一）（守貞謾稿）』（岩波文庫、2007年）、274頁。

³⁵ 上田卓爾「鹽（潮）湯、鹽（潮）湯治、しほゆあみの系譜について—平安朝から明治期に至るまでの漢文日記や和歌詞書等に見る日本人と海水のかかわり—」（『大阪観光大学紀要』16号、2016年）参照。

³⁶ 当時の医業についての専門家の払底、職能の不明さの状況のなかで、人々のセルフメディケーションの実際が育まれていったことが指摘されている（吉岡前掲書、252頁）。

尾道において長年医師として生計を立てていた者（住医）から尾道町年寄に対して出された願である。

史料4³⁷

一 乍恐書附を以奉願上候、私共近来御当地に医業仕罷在候処、近来は旅医数人旅宿仕居候而、近頃借宅構、阿蘭陀奇薬等と申立、僊定売取、殊更病者を見立、直段究追込治療等仕候由、か様之儀に而世俗を迷し、直段定治療仕候得は、銀子手廻り候者は皆々旅医に相懸り、残る小家之分計、住医之治療を受、過半施薬と相成候。右体之儀に御座候に付、旅医は不計流行も仕、仍而は住医共不景氣に相成候得共、旅医治療方之通不人情候儀は決而不仕、往々病人之害に不相成様心懸け、異法之治療も不仕候得は、即功も難相見候事故、良もすれば旅医に被覽候趣も相聞候。彼是以住医之者共は、只様不景氣に相成、当時一統困窮仕、是迄相続仕来候住所も無抛立退き為稼他所へ罷出候様に押移り、甚以難敷奉存候間、恐多奉存候へ共、何卒御憐愍之上、以来容易に旅医逗留不相成様被為仰付奉よう、私共力に相頼候様之旅医罷越候得は、私共内より強而奉願上度奉存候間、是等之もの計逗留被為仰付被下候は、相続仕候而無此上广大之御恩難有仕合可奉存候、以上。

亥十二月

(*筆者注-文化12年)

同 玄民倅 同伊太郎

他 二十八名

町年寄 本助殿

外 二名

史料4にみる尾道の医師たち（住医）の願出の主な内容は、①近頃は、旅医が尾道に旅宿し、借宅まで構え、阿蘭陀奇薬などを用いて高値で販売し、ことさら病人を見立て、(高い) 値段を決め、追込治療などを行っていること、②このような治療では銀子を多く所持している者は皆旅医にかかり、それほど裕福でない者たちばかりが尾道の医師の治療を受け、ほとんどが施薬になっていること、③このような状況下で、旅医は流行する一方、尾道の医師たちは次第に不景氣になり、皆困窮していること、④自分たちが頼りになるような旅医が来訪した際には逗留の願出をするので、今後は容易にこのような旅医を留置かせないよう仰せ付けてもらいたいこと、などである。

³⁷ 「文化十二年 十四日町役方年誌 町年寄筆頭龜山本助」(広島県立文書館所蔵青木茂氏旧蔵文書 200004-37)

つまり、当時、高度な医療技術や高価な薬を所持し、病者を見立てる旅医者が尾道に長期間滞在することによって、富裕な者はこれら旅医にかかる一方、それほど裕福でない者ばかりが尾道の医師たちにかかり、こちらはほとんどが施薬処置であるため、尾道の医師たちの経営に支障が出るようになっていたのである。

旅の医師が所持する「阿蘭陀奇薬」がどのような薬を指すのか不明であるが、漢方などの東洋医学に加え、当時、長崎から西洋の医療知識・技術を学んだ医師や医師修行の者が、瀬戸内を往来するようになったことは想像に難くない。実際、表3のなかにも長崎から上方へ登る途中の医師（常陸国水戸）も存在している。このような新たな医療技術が尾道に入ることによって、尾道において医療における格差が生じるようになっていたのである。当時、他所からやって来た医師のなかには、追願を繰り返し、長期間尾道に滞在する者も多かったため、尾道の医師たち（住医）の願いには切実なものがあったと言えるだろう³⁸。

この願出に対し、翌文化13年（1816）、尾道町奉行所から尾道町年寄に対して、高額な治療費をとるなど不人情の治療をする旅医については今後は逗留させないことと、尾道の住医たちに対しても医業は「不軽事」で「人命を預候儀」であるため、自分たちも心得違いないようにとの申渡がなされている³⁹。

それからわずか3年後の文政2年には、尾道町年寄から尾道町奉行所に対し、尾道の住医からの小書附を添えた願ではなく、従来のように、尾道の町年寄の吟味によって、尾道逗留の旅医を免許してもらいたい旨とともに、他地域からの医師の迎え入れを要望する願が出されている。史料5によって詳しい経緯をみてみたい。

史料5⁴⁰

口上

- 一 旅医当町逗留之儀、引請之者方請方之役方へ書附を以願出、役人共吟味之上、右書附御役所へ差出し、御免許を請来り候儀、先年方之法則に御座候。然る処、近来右書附へ住

³⁸ 例えば、土佐国の医師浦岡芸助は、滞在期間延長の日限であった文政2年12月1日以降、翌文政3年11月までの期間に計5回の追願を提出し、約1年間にわたって尾道に滞在している。また、医業のため来訪していた吉和村の宗碩は、逗留先が手狭であるとの理由から、尾道の豪商宇津戸屋十兵衛の借家に滞在先を変更している。このことから、当時、他地域の医師たちが、尾道での長期滞在看込んで借家住まいをしていたことがうかがえる（「文化十五年戊寅三月 久保町逗留願扣 久保町組頭徳平 文政甲申正月改名猪右衛門」（広島県立文書館所蔵青木茂氏旧蔵文書 200004 - 166 - 1）。

³⁹ 『新修尾道市史 第六巻』、527頁～528頁。

⁴⁰ 「文政二年 拾四日町役方年誌 尾道町年寄筆頭龜山本助」（広島県立文書館所蔵青木茂氏旧蔵文書 200004-42）

医共方連印之小書附相添差出候様罷成、右小書附を著に御聞届被為在候振り合に押移居申候。畢竟住医之添書を以、住居逗留等之成不成も究り候様相成候而は、何とか流合不直様乍恐奉存候。依而何卒以前之通役人共吟味限り、御免許を請候様仕度奉存候。近来に而は住医共之内、功者分之者は追々死失仕、過半若輩者計りに相成居申候得は、何卒相応に治療仕候医師、当町へ得留置申度と申合居申候事に御座候。乍恐此段御窺申上試候、以上。

卯 十一月

町年寄

(*筆者注-文政2年)

史料5によると、近頃は、長年尾道において医師を生業としてきた者のうち、患者をよく見立てる者は次第に亡くなり、現在ではほとんどが経験不足の者ばかりのため、相応の治療ができる医師を、尾道に留め置いてもらいたいことが町年寄を中心に相談されていたことが分かる。

史料4では、旅医師の来訪によって尾道町の内部で医療の格差が生じ、それに伴う尾道住医の経営難のため、住医たちの選んだ旅医以外は滞在許可を与えないように願出がなされていたが、**史料5**では、尾道町年寄の判断によって、他地域からの医師の尾道滞在が要求されている。**史料4**、**史料5**を照らし合わせて考えると、自らの経営難のため、高度な技術を有する旅医の排除を願う尾道住医と、町全体の医療の担保を考える尾道町年寄とでは、旅医に対する考え方も異なっていたことが推測される。その後、尾道町奉行所が町年寄の願出と判断を重視したことから⁴¹、尾道では、身元保証人を確定した上で、福山藩の松永や広島などの周辺地域を中心に、高い医療技術を持った医師を迎え入れるようになっている⁴²。

また、これら有能な医師が滞在したこともあってか、**表3**からは、病氣養生や眼病療治のため、周辺地域から尾道を訪れた者も確認できる（広島城下、備中国西方村・同小坂村、備後国三次、同三原、同府中、因島、土佐国、長門国萩などからの来訪のほか、肥前国対馬、常陸国信田郡阿見村のように、瀬戸内航海中に養生のため上船した人々もいる）。

以上のように、文化・文政期には薬種商や医師などをはじめ、多くの医療関係者が他地域から尾道を訪れていた。なかには香具師も混じっていたが、他地域の人々がもたらす医薬品や施術・医療サービスによって、人々の自らの身体に対するケア意識が芽生え、また、新たな医療

⁴¹ 『新修尾道市史 六巻』、543頁。

⁴² 「覚 一、福山御領沼隈郡松永医師良僊儀、田嶋屋文三郎引受、当町住居治療仕せ度段、依之趣願出之趣聞届候条、此旨可申渡候事」（広島県立文書館所蔵橋本家文書 8806 - 2587）、「覚 一、眼科広島医師野村正益 右之者私親類人柄慥成者ニ御座候間、当六日方来ル二月五日迄逗留為仕度奉存候、此段宜敷奉願上候、以上」（万延2年正月6日、広島県立文書館所蔵青木茂氏旧蔵文書 200004 - 236）とあるように、福山藩松永や広島城下から著名な医師を滞在させていたことが判明する。

技術を持った医師を迎え入れることによって、尾道において地域医療を担保する仕組みが次第に構築されつつあったのではないかと考えられる⁴³。

4 芸能興行と尾道

I. 尾道を訪れた芸能者の特徴

さいごに、芸能者の来訪を通して芸能興行と尾道町の関係について考察したい。表4は、尾道を訪れた芸能関係者を示したものである。これをみると、とりわけ大坂からの来訪が多いことが分かる。早口辻売など辻などでの興行のほか、座敷咄、座敷長唄、座敷浄瑠璃など座敷で披露される芸能も目立つ。

とくに、文化15年8月6日～同16日、同年8月23日～8月末、同年9月6日～10日には「噺」「座敷噺なぞ解」興行のため、大坂新町から桂文治が訪れている。すべての期間を合わせると約1ヶ月の尾道滞在となっている。来訪時期から判断すると、これは二代目桂文治であろう。二代目桂文治は生没年が未詳であるが、初代桂文治（伊丹屋宗（惣）兵衛、安永3年（1774）～文化13年）の実子で、文政元年の「浪華素人はなし見立角力」の行司欄に掲載され、その噺は初代にも勝るとされていた。とくに名古屋での興行の様子が語り継がれている⁴⁴。

同じく名古屋その他の都市部で人気を博したのは、江戸八丁堀から訪れた白面舎狸友である。白面舎狸友は江戸出身で、鳥の声、虫の声、つけ木職人の出す音真似のほか、口と腹をたたいて大鼓・小鼓の音色を真似るのを得意とし、そばにいる女性が三味線を弾きながら当世風の歌を歌い、観客を沸かせた。白面舎狸友は娘こまとともに尾道を訪れ、天保2年（1831）7月24日～8月5日まで「今昔滑稽集噺」の興行におよんでいる。名古屋生まれで文筆家兼画家であった猿猴庵（尾張徳川家に仕えた高力家の七代目。本名は高力種信）の記録『新卑姑射文庫 三編』のうち「百人芸」の項目には、白面舎狸友の文政3年6月の名古屋における興行の様子が鮮やかに描かれている。狸友の興行は、大坂や京都においても大入りであったため⁴⁵、次第に尾道

⁴³ また、当時は、「郷里急救方」などのように、地方でも家庭医学書の類が出版され、これらの出版物が流通するにつれて一般庶民の医学知識も広まり、それがさらに売薬製造にもつながったであろうことが指摘されている（吉岡前掲書、218頁～219頁）。

⁴⁴ 二代目桂文治は、文政5年（1822）～翌文政6年（1823）に名古屋で興行を行い、人気をさらった。とくに、文政5年の名古屋若宮境内での興行は、囃子方付、大道具からくり入りの大興行であったとされる（「上方噺家列伝」（『芸能懇話 第二十一号 特集上方落語史—橋本礼一論文集—』大阪芸能懇話会、2016年、12頁～14頁）。

⁴⁵ 白面舎狸友の名古屋・京都興行については『名古屋市博物館資料叢書3 猿猴庵の本 新卑姑射文庫 三編』（名古屋市博物館、2003年、69頁）参照。また、大坂での白面舎狸友の興行については、「摂陽奇観」（巻之四十六）の文政3年7月の項目に「竹田芝居にて百人芸大當り」と記されている（『浪速叢書 第五』1929年、92頁）。また、幕末の上方落語界においても、本筋の素噺のほかに、声色、物まね、音曲、

などの瀬戸内地域にも足を延ばすようになったのであろう。

これらの芸ともつながりのある長唄・浄瑠璃については、大坂のほか、向島、京、岡山、徳島、丹波国氷上郡などからの興行がある。また、これらと関わる三味線については、難波新地から江戸屋と娘小春、女中一人が訪れている。三味線は、興行のほか、向島（「盲人」など）や京四条烏丸から三味線稽古のために来訪する者もあり、このことは、大坂などから熟練者が尾道を来訪した際、教えを乞いに尾道を訪れた者が存在したことを示している。表4をみると、とりわけ三味線（稽古）、浄瑠璃の語りなどは、難波新地、安治川、新町、島之内、堂島、天満など大坂市中の遊所周辺から尾道を訪れていることが特徴的である⁴⁶。

その他、のぞきが大阪高津新地、広島、倉敷、福山、高松、長崎からそれぞれ訪れている。とくに長崎からの「おらんだ細工のぞき見世物」とあるように、文化・文政期には、細工物が各地の見世物として大流行した⁴⁷。また「座敷願絵」など、即興の絵画も催されており、画工たちも多く来訪している。絵師は博多、長崎のほか、岡山から書画、江戸京橋南伝馬町から口絵、飛騨国大野郡高山町から商売画が来訪したほか、京からは画修行のために尾道を訪れる者もいた。さらに、軍書講釈⁴⁸のほか心学、道学、儒学を教授する者やその修行者もみられ、当時の書画、学問などの隆盛が垣間見える。

なお、表5は、享和3年（1803）、大坂市中で流行したおもな事物を提示したものである。芸能者に関する項目としては「絵本太閤記」「町娘の三味線稽古」「浄瑠璃ノ語り」「立派なのぞきかんぱん」「切芝居ノ座ふとん」「夕時ノ太功記」「役者を家名で誉ル」などがあり、なかには表4に提示した芸能も確認でき、大坂で流行していた諸芸能が尾道にも伝わっている様子がうかがえる。

手踊りなどの余興に力を入れる傾向があったという（「上方噺家列伝」（『芸能懇話 第二十一号 特集上方落語史—橋本礼一論文集—』大阪芸能懇話会、2016年、15頁）。

⁴⁶ 大坂における素人太夫・三味線弾きには、「上町社中」「堂島社中」「南船場社中」「天満社中」「船場社中」という五つの地域ごとの「社中」（素人浄瑠璃の集団を括る一つの枠組）があり、これらには、それぞれ鼻唄が存在したり、著名な寺社での寄進興行を催すなど、実態はかなり「玄人」に近い存在であったとされる（神田由築『江戸の浄瑠璃文化』山川出版社、2019年、81頁）。当時の尾道を訪れた芸能者の、大坂市中における出自をみると、これら大坂の素人集団の社中から来ていた可能性も高い。それだけ都市部を中心に芸能生産者の裾野が広がっていたのである。

⁴⁷ 近世後期に盛んにおこなわれた江戸の見世物では、細工見世物が興行の約半数を占め、曲芸や動物など他の見世物をはるかにしのいでいたとされる（川添裕『江戸の見世物』岩波書店、2016年、11頁～12頁）。

⁴⁸ 文政6年頃の大坂では、女性や小児の軍書講釈師も排出され、「摂陽奇観」には、老若男女誰もが芸能の生産者になることができる時代という意を含んでのことであろうか、「稀有の浮世」と記されている（「摂陽奇観」巻之四十九『浪速叢書 第六』1929年、245頁）。当時、講談（同時代の呼び方は「軍談」「和漢軍書講釈」などが一般的）は、成長途中の落語を凌駕し、話芸の代表とされていた（川添裕『江戸の見世物』、27頁）。

その他表4のうちで注目すべきは、立花生花指南（京四条通り、京都池之坊御隠居、江戸浅草、名古屋、三河国池鯉鮒宿本町）、楽焼・和かん焼物指南（大坂京町堀）、料理伝授（江戸日本橋）、碁指南（備中国口林、備後国三次、伯耆国米子）、算術指南（備後国鞆津）など、指南者つまり師匠の来訪が見られることである。このことは、これら師匠に学ぶ門弟たちが尾道やその周辺地域に存在していたことを示している。前述の商いや医療の箇所でも述べたように、これらの人が移動することによって、「技術」や「知識」が商品として流通し、尾道地域に直接文化として享受されていたのである。

これらの芸能は、上方・江戸などからもたらされたものが多かったが、それらの影響を受けつつも、地域独自の文化として結実したものも多かった。表4をみても、上方・江戸のほか、瀬戸内地域を中心に、九州・四国・日本海地域など広範囲にわたる地域からの芸能者の来訪が確認できる。

例えば、大坂の桂文治に憧れ、噺家として瀬戸内周辺を行脚していた芸能者のなかに「尾道文治」と称された人物がいる。「尾道文治」は、大坂の桂文治とは直接的な関係はないとされるが、旅の文治として活躍したことが分かっている。「尾道文治」は、とくに六代桂文治（1843～1911年）と親しかったとされ、その噺（とくに怪談を得意とした）の魅力によって尾道商人田坂家の援助を受け、田坂家の接待座敷などで興行を催し喝采を得ていた⁴⁹。「尾道文治」のような存在は、大坂の噺家の影響を受けつつ尾道でも噺が流行し、このような旅の芸能者を受け入れながら尾道の町が、経済的・文化的に発展していったことを物語るものである。

II. 芸能興行による浜手景気策

さらに、これら芸能者たちが、尾道の町にどのような影響を与えたのかを、芝居興行を通して詳しくみていきたい。表4をみると、芝居・見世物など多人数での興行には、大坂道頓堀から芝居囃子方之者都合10人、同上町から能狂言十六人芸の者、備中津山から八人芸、江戸麻布から騎鳥喰の者11名（原田善太郎、上下10人）、阿波国徳島から狼見世物の者6名（寅五郎、下人3人、女中2人）、紀伊国若山から、備後国宮内へ参りかけの欠作猿芝居の者7人、越後国蒲原郡月形村から渡世越後獅子に大人2人、子供2人などがみられる。なかには、讃岐国金

⁴⁹「尾道文治」については、花柳芳兵衛「さまさまの桂文治物語－芸名の責任と運命」（『上方芸能』36号、1974年、5頁～12頁）に詳しい。『上方芸能』36号および「尾道文治」の詳細を知ったのは、『毎日新聞』地方版（2020年4月）に、「尾道文治の写真発見 明治期の落語家、来歴に光」と題した尾道市信行寺の鶴山豊教住職による記事がきっかけである。尾道の信行寺は、「尾道文治」やその援助を行った尾道商人田坂家の菩提寺でもあり、現在も命日である7月頃には、「尾道文治」を偲び、「文治忌」と称して怪談噺を中心とした落語の会が催されている。このことは、当該期に生まれた上方の噺文化が、現在でも形を変えつつ各地域で継承されている事例であると言えよう。

刀比羅の者と備中吉浜の者がともに訪れるなど、地域を超えた芸能者一行も確認できる。このように、芝居や見世物については、大坂・江戸のみならず、尾道周辺地域からの来訪も多かったことが分かる⁵⁰。

次の**史料6**は、寛政6年（1794）、尾道町年寄から尾道町奉行に対して提出された芝居興行に関わる願である。

史料6⁵¹

- 一 当町者入津之湊に御座候処、近年入津客船無数、浜手商ひ不景氣御座候ニ付、入津客船有之候様仕度、他所へ外聞浜手商ひ景氣之為メ、来五月中旬旬日和廿日間、久保町之内砂寄場へ通懸之小芝居差留置、興行為仕度奉存候。五月者旅客入津時節ニ御座候故、右興行為仕候ハ、所之為メニ可相成と奉存候、右之段御願奉申上候、御免許被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

寅 四月	尾道町年寄	平右衛門
	同	儀右衛門
	同	甚右衛門

木村 斎 様

史料6の主な内容は、①尾道は廻船を相手に商売する湊であるが、近年入津する客船が減少し、浜手商ひが不景気になってしまったこと、②他所への外聞や浜手商ひの景気回復のため、来る5月中旬から晴天の20日間、久保町のうち砂寄場に通懸りの小芝居一行を引留め芝居興行をさせたいこと、③5月は客船が入津する季節でもあり、興行があれば尾道の町のためになるので芝居興行の許可を貰いたいこと、などである。つまり、当時、尾道では、他所から尾道を訪れた芸能者たちの芝居興行によって集客を図り、不景気を回復しようと目論んでいたことがうかがえる。

当初、これら旅の芝居は、良社境内や宝土寺境内など、寺社の境内で興行されることが多かつ

⁵⁰ 神田由築氏は、18世紀後半になると大坂・宮島などかつての興行中心地のみならず、市場所が開設・整備された瀬戸内海沿岸の港町も、巡業する芸団の中継の拠点の役割を担うようになったことを指摘している。さらにその「面の広がり」においては、幕藩制の支配原則に相即的な町・村役人相互の手続きよりもむしろ、それとは次元の異なる侠客の存在が大きかったことを明らかにしている（神田前掲書、41頁～53頁）。

⁵¹ 『新尾道市史 資料編 近世』（尾道市、2022年）703頁～704頁。

たが⁵²、史料6の年代から約20年後の文化11年（1814）、尾道にも常設の芝居小屋が完成した。史料7は、新たな芝居小屋が完成した際、尾道町奉行所から尾道町に出された注意事項について示したものである。

史料7⁵³

覚

一 此度芝居常小屋出来ニ付、来ル廿日ノ晴天日数十五日之間興行仕度段願出候趣ハ聞届遣し候通りニ候、然ル処是迄之儀ハ芝居木戸通り札ト敷相唱、先方を見懸ケ、五枚十枚程宛押売致し候趣ニ付、此儀ハ連々嚴重ニ相示し候処、兎角心得違之者も有之候哉ニ相聞候、甚以不埒千万之事ニ候

右之通此度ノ常芝居小屋も出来ニ付、以来者別而作法宜、押売り等之儀決而仕間敷候、畢竟彼是之当り障リヲ考ヘ無抛トハ申条買受候故押売りも致候ト申ものニ付、受引不致候ヘハ所詮論ハ無之、其内六ヶ敷申懸ケ候様之者も有之候ハ、其人名早速役人共ヘ可申出、自然人名ヲ隠し置敷或ハ仕来之通買請候者も有之候ヘハ、売主買主共同罪ニ申付候間、一統心得違之儀無之様手堅相示し可申、斯申付候上万一不埒之沙汰も在之候ヘハ、双方共稠敷咎メ申付、猶其方共も可為越度候条、此旨相心得可申候

(中略)

一 寺社并町中之者都而無札ニテ入候儀ハ可致様ハ勿論無之、夫等之為木戸ニ而人別相糺候儀ニ候処、■(中カ)付而ハ心得違族ヶ間敷申懸ケ出入ニ相成候儀も有之様相聞ヘ候間、以来右様之儀無之様相示し可申、万一不埒之者も有之候ハ、速ニ取慎メ候様厚申付置、猶役人共も別而心ヲ付可申候

一 両浜中脊共妻子其外縁ヲ以、他之人無札ニテ入候事決而不相成候

一 芝居興行中者、他国方之入込も多く可在之ニ付、かさつヶ間敷儀無之、別而火之元念入、諸事縮り合作法宜、町中一統之潤ひニも相成、他邦ヘ之聞ヘ、第一ハ客方之氣請等も宜様役人共ニおみてハ別而厚く心ヲ付可申候

右之趣寺社町中ヘ不洩様可相触候事

戊七月

町御奉行所

⁵²「巳五月於良社内芝居興行之節覚書」ほか（「文化六年巳正月吉日 年志帖」広島県立文書館所蔵青木茂氏旧蔵文書 200004 - 34）

⁵³「文化十一年甲戌三月吉日 十四日町役方年誌 町年寄筆頭龜山本助」（広島県立文書館所蔵青木茂氏旧蔵文書 200004 - 36）

(*筆者注-文化11年)

町年寄 本助
同 吉兵衛
同 文右衛門

史料7の主な内容は、①このたび、常設の芝居小屋が完成したため、来る20日から晴天15日間の興行を認めること、②ただし、「芝居木戸通り札」と称して5～10枚ほどの押売りを禁止すること、③尾道町の者またその縁者が「無札」にて芝居小屋に入ることを禁止すること、④芝居興行中は、他国から多くの人を訪れるため、がさつなふるまいをせず、とりわけ火の元には念を入れて、すべて控えめに作法良くすれば、町中一統の潤いにもなること、⑤他国への評判、第一は客方の気請けが良くなるよう、町役人たちはとくによく心掛けること、などである。常設の芝居小屋完成後、とくに客の大入りが見込める芝居興行については、新設芝居小屋での興行が認められたものと考えられる。次の史料8は、宮島市戻りの芝居役者たちが尾道に立ち寄り、早々に新芝居小屋で興行を催した際の記録である。

史料8⁵⁴

覚

一 此度新地芝居新建小屋ニおみて宮嶋市戻り芝居役者共相雇興行仕度旨、尤来ル廿日方晴天日数十五日之間興行之義、願出候通免許申付候条、其段可申聞候、勿論諸事作法宜別而火之元念入候様厚く可申付候事

戌七月

町御奉行所 ㊦

(*筆者注-文化11年)

町年寄 本助
同 吉兵衛
同 文右衛門

史料8には、「新地芝居新建小屋ニおみて」とあるため、文化11年に完成した新たな芝居小屋は新地に建てられたことが判明する。表4に提示した讃岐国金毘羅と備中国吉浜芝居一行も、用事のために新地芝居を訪れていた。

さらに重要なことは、新設の芝居小屋で興行を催す際の諸費用についてである。宮島市から

⁵⁴ 「覚」(広島県立文書館所蔵橋本家文書 8806 - 2498)

戻り懸けの芝居役者など、かなりの大入りが期待できる芝居興行の準備には、多額の費用を要したことが推測される。次の**史料9**は、これら芝居興行準備資金と、その出所について記載されたものである。

史料9⁵⁵

覚

一 此度江波下り之芝居登掛ヲ引受、新地於芝居小屋晴天日数十五日興行致し度段願出之趣聞届候条、随分作法宜火之元別而念入候様可申渡并ニ為諸入用拝借銀之義も聞届候条、限日ニ至候ハ、速ニ返納可致様厚可申渡、自然渋滞等有之候而者、以来之不為ニも可相成候条、此段急度申聞置候事

丑五月十日

町御奉行所[㊤]

(*筆者注-文化14年(1817))

町年寄	本助
同	吉兵衛
同	保右衛門
与頭同格	八兵衛
庄屋	亮三

史料9には、尾道町から、江波下りの者の芝居興行許可の願出とともに「為諸入用拝借銀」の願も出され、双方とも尾道町奉行所によって許可されたことが記されている。つまり、新地の新設芝居小屋における芝居興行のための諸費用が、尾道町奉行所から貸付けられていたのである。このような芝居には、金主、つまり、スポンサーとして尾道商人が何らかの資金援助を行っていたはずであるが、それに加えて町奉行所からも資金貸付による援助を行っていたことが判明する。ここからは、他所から訪れた芝居一行による興行収入が、尾道の景気回復対策として真剣に期待されていたことが読み取れる⁵⁶。**史料7**で示したように、たとえ縁故の者であっても「無札」(無銭)での入場を禁止したのは、確実な興行収入を得るためであったと言えるだろう。

また、宮島からの芝居役者などが催す著名な興行には、庶民だけではなく、尾道町奉行所の

⁵⁵ 「覚」(広島県立文書館所蔵橋本家文書 8806 - 3199)。

⁵⁶ 新地の新芝居小屋における興行準備の際、尾道町からの願出により尾道町奉行所から準備金が貸付けられた事例は、他の史料でも確認することができる。例えば、「備後宮内ニ罷居候俄芸」の晴天10日間(「覚」(広島県立文書館所蔵橋本家文書 8806 - 2531))や、「備中ニ罷在候芝居汐掛り致し居候付」の晴天15日間(「覚」(広島県立文書館所蔵橋本家文書 8806 - 2576))などがある。

役人たちも棧敷を構えて見物していた⁵⁷。したがって、芝居興行が町の人々のなぐさみや生活の潤いであり、また集客や町の発展に欠かせないものであったことは、自らも見物客として加わった町奉行所の役人たちも十分に認識していたはずである。

このように、当時、尾道を訪れた芸能者たちによる芝居興行は、地域経済を回復させる起爆剤として、尾道町奉行所を巻きこみながら重要視されるようになった。宮島や金刀比羅など、瀬戸内を代表する芝居興行地が周辺に存在し、そこから影響を受けた芝居一行がそれ以外の地域からも訪れることによって、尾道は瀬戸内地域における芝居興行の重要拠点の一つとして次第に認識されていったものと考えられる⁵⁸。

ちなみに、文化11年に完成した新地の芝居小屋は、近代以降、「階楽舎」と称され、運営が継続されている⁵⁹。図は、「階楽舎」の所在地について提示したものである。

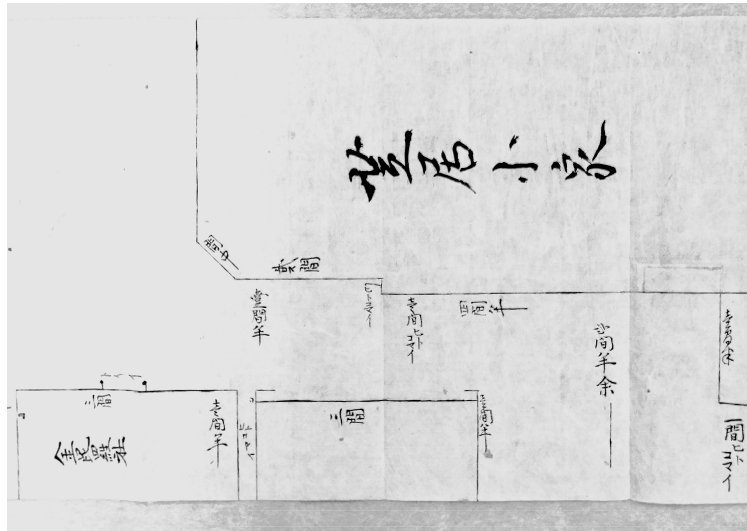
ここで再び表5をみると、本稿とかかわる大坂流行の商い物は、「腰提ゲの鏡袋」「アゴノ太トかんざし」「吉原仕立ノ紙入」「鹿子ノ鬚くゝり」「男の綿ぼうし」「唐銀のかんざし」「縫箔の衿掛ヶ」「黒縮緬の江戸帽子」など、洒落た高級品としての小間物類が多い。また、医療関係では、「じんを増ス練菓」「やたら看板掛た菓取次店」「書出し医者」「笛ふいてあるく按摩」「轍立た砂糖店⁶⁰」「錫の道具で立派ナ砂糖水」など、業種商、医師、按摩などが大坂市中でも多く存在していたことが分かる。前述のように、芸能者を含むこれらの人々は尾道にも来訪し、地域社会を変容させていった。また、行商、医者・業種売りなどは、当時の噺・落噺や芝居のモチーフになることも多く、これらの生業および社会的分業の発展と芸能の発達は密接に関わっていたと言えるだろう。

⁵⁷ 文化6年(1809)、良神社境内において、宮島からの芝居興行が催された際には、「棧敷仕構ハ東方御奉行所、其次御目附、其次御帖元、但し此分ハ当年初而被仰付候」「御奉行所御幕丁ちん弍張、御目附丁ちん御出し被成候ニ付、とほし候事」と記され、町役人とともに尾道町奉行所も芝居を見物していたことが分かる(『新尾道市史 資料編 近世』尾道市、2022年、704頁～705頁)。

⁵⁸ 神田氏は、瀬戸内海地域における「場」の構造の特徴を、一つの「場」としての市や町が、芸能の「流通」拠点でもあり同時に「消費」の場でもあることから生じる重層性にあったことを指摘し、同地域における興行の「場」の頂点に、上方(京・大坂)の劇壇が君臨していたことを明らかにしている(神田前掲書)。

⁵⁹ 明治14年(1881)には、新地芝居小屋の名義人であった竹中伴五郎は、新地芝居小屋が、実際には「階楽舎」と称して所有者が13名存在するため、自己の都合や他所への転住によって「階楽舎」所有ができなくなった際には、1名につき200円を差出すことを取り決めている。当時、「階楽舎」は、芝居小屋とその付属品を合わせて2600円の資産となっており、株式のような形で運営されていたものと考えられる(『議定書』広島県立図書館所蔵橋本文書8806-3313-53-40)。

⁶⁰ 砂糖は、商品としての性質上、唐物に準ずるものとして、当初から唐薬問屋の取締範囲に置かれていた。その後、近世後期から幕末期にかけて国産和製砂糖の大坂移出量が急増し、天保5年(1834)には、幕府によって和製砂糖問屋株仲間が公認されるようになっていく(樋口弘『日本糖業史』内外経済社、1956年、340頁～347頁)。



図：「芝居小付近部分図」（推定明治期）（広島県立文書館橋本家文書 8806 - 2016 - 54）
芝居小付周辺に間数が記され、規模が想定される。また、向かいには金毘羅社が鎮座するため、おおよその位置が推定できよう。

おわりに

以上、文化・文政期の尾道への旅人の記録の分析から、それぞれ行商、医療関係者、芸能者に分類して当時の尾道町との関係を考察してきた。

近世後期の尾道では、新たな「商品」（モノとしての商い物、医療サービス、芸能、文化）流通の担い手が、庶民需要に応える形で経済的・文化的な活動を行っていた。これらの人々は、尾道のように地域の核として成長しつつあった湊町などを移動しながら、生計を立てていたのである。近世後期の社会は、湊などを生業の場として生活する人々が増加した社会でもあった。本稿で提示した表2～表4にも、親子、夫婦、地域の人々一行の来訪が確認できる。一方、尾道の人々は、すべての来訪者を排除するのではなく、当時、地域で生じるようになった経済的・社会的諸問題を、これらの来訪者によって解決しようと目論んだのである。

つまり、近世後期の尾道においては、他の地域からもたらされた商い物やさまざまなサービスなどの「商品」を受容することによって、女性や子どもたちを含む新たな消費活動が捉され、また、地域医療を担保する仕組みや湊の景気対策が図られたのである。尾道町の人々が尾道町奉行に願出、停滞した地域を変容させるための方策が採用されたことによって、この時期、さらなる地域社会発展の途が見出されていったと言えるだろう。このことは、人を媒介とした「商品」流通の新たな形態として位置付けることができる。

(付記)

本稿作成にあたり、広島県立文書館様、尾道市文化振興課市史編さん委員事務局様には史料閲覧に関して多大な便宜を図っていただきました。また、名古屋市博物館様には、芸能関係の資料の所在について貴重な情報提供を賜りました。末筆ながら感謝申し上げます。

本文の「尾道文治」に関しては、「ふるさと怪談トークライブ in 尾道」が尾道の信行寺で開催された際（2019年3月）、主催者の一員であった本学日本文学科の光原百合先生より詳しくご教示いただきました。尾道文化の発展に多大な貢献をされた光原先生にあらためてお礼を申し上げますとともに、ご冥福を心よりお祈り致します。

表1 尾道を訪れた旅人の国別割合（文化15年（1818）～天保13年（1842））

国名	来訪者合計(人)	割合(%)			
			常陸国	10	0.5%
大坂(大坂三郷)	491	23.1%	丹波国	10	0.5%
安芸国	244	11.5%	筑前国	9	0.4%
備中国	219	10.3%	土佐国	9	0.4%
播磨国	205	9.7%	肥前国	8	0.4%
備後国	145	6.8%	豊後国	6	0.3%
山城国 (京・宇治(1))	112	5.3%	信濃国	5	0.2%
摂津国	82	3.9%	和泉国	5	0.2%
出雲国	76	3.6%	丹後国	4	0.2%
備前国	67	3.2%	美濃国	4	0.2%
大和国	56	2.6%	近江国	4	0.2%
武蔵国(江戸)	49	2.3%	伯耆国	3	0.1%
石見国	46	2.2%	陸奥国	2	0.1%
越中国	36	1.7%	越後国	2	0.1%
讃岐国	31	1.5%	但馬国	2	0.1%
伊予国	30	1.4%	三河国	2	0.1%
阿波国	27	1.3%	その他(越前国、 下野国、美作国、 淡路国、対馬、 伊賀国、飛騨国、 加賀国など(各 1))	8	0.4%
伊勢国	27	1.3%	不明	23	1.1%
尾張国	17	0.8%	合計	2,122	100%
紀伊国	17	0.8%			
周防国	16	0.8%			
長門国	13	0.6%			

注1) 「文化十五年戊寅三月 久保町逗留願扣 久保町組頭徳平 文政甲申正月改名猪右衛門」「文政十三寅十一月ヨリ旅人滞留願扣 久保町組頭役 傳右衛門」(広島県立文書館所蔵青木茂氏旧蔵文書 200004 - 166 - 1、200004 - 166 - 11)より作成。ただし、同一人物も重複してカウントしている。

注2) 表中「山城国」のうち、1件は宇治が含まれている。「摂津国」は大坂(大坂三郷)以外の地域を指す。

表2 尾道における商い物と出自

商い物	出自
櫛・こうがい	【大坂】鈴木町、新町、久太郎町【播磨国】多賀郡津万村【備前国】岡山、西大寺【備中国】早島（*かんざし）【摂津国】池田つきのき町（*櫛）【筑前国】博多町【尾張国】木曾筑間郡熱川（*木櫛）、木曾福島
櫛・こうがい直し	【大坂】天満老松町【備中国】小田郡川茂村
花かんざし	【大坂】天満【備中国】倉敷川西町
鼈甲細工	【大坂】天満老松町【安芸国】広島（*鼈甲細工人）【阿波国】徳島籠屋町【肥前国】長崎
硝子かんざし	【大坂】久太郎町心斎橋
小間物	【大坂】安堂寺町（*錫かんざし）、高麗橋、茨木町三丁目、久太郎町、船場博労町、順慶町一丁目、ときわ町、御堂筋唐物町、上町内本町【播磨国】高砂、安田【備中国】三ツ口村【京】寺町五条西へ入【備前国】西大寺【長門国】下関【尾張国】名古屋長者町【伊賀国】名張郡高木村
小間物・染物類	【大坂】江戸堀靴町、安土町三丁目（*染地反物）【安芸国】広島十日町、広島塚本町、賀茂郡阿賀村、同西条四日市【阿波国】徳島（*染地）
端物商売	【大坂】本町四丁目【播磨国】高砂【備前国】岡山上ノ町【安芸国】賀茂郡菅田村（*端物染地）【備後国】府中市
紺屋染物伝授	【江戸】青梅町
江戸流万仕立物指南	【江戸】
仕立物御用伝授	【京】室町通
縫物仕立指南	【大坂】本町四丁目
煙草入	【大坂】松屋町（*革煙草入）【播磨国】室津【尾張国】
絹物染地	【安芸国】賀茂郡菅田村
小倉真田（袋物・足袋など）	【備中国】高沼、茶屋町【備前国】児嶋唐崎村（*小倉）【備前国】国江村【讃岐国】丸亀（*小倉帯地とも）
糸物・反物	【大坂】嶋之内戎橋詰（*糸物）【安芸国】熊野町【備後国】府中市（*反物卸売）【播磨国】多賀郡安未町、多賀郡門前村、多賀郡東安田村（*多賀郡は糸物）、加古川（*糸物類）、明石西本町、あみだ（染地反物）、今市（*絹糸）【京】（*反物）、京高倉三条上ル（*糸物小売）【備前国】岡山（*反物）【阿波国】徳島佐古町（*糸物）【丹波国】氷上郡和田村（*糸物・唐糸物）、笹山【丹後国】久美浜（*反物）【淡路国】志筑（*糸物）
呉服	【京】東洞院御池【播磨国】赤穂、魚崎、多賀郡津万村、高砂（*呉服物掛方取揃二罷越）【越中国】富山【尾張国】木曾洗宿（*糸物）【近江国】長勝寺
古手類	【安芸国】山縣郡穴村【備中国】倉敷東本町、矢掛中町【備後国】福山深津町、府中町【出雲国】木次【伊予国】宇和島本町（*古手反物）
打紐類	【大坂】新町橋西詰

足袋	【備中国】連嶋、福田村、浅口郡（*木綿足袋）【備後国】【備前国】児嶋粒浦、中原
綿・繰綿	【播磨国】加古川【周防国】岩国千石原村
太物	【備後国】鞆津【京】
紬売買	【越中国】富山八ツ尾【丹後国】三河村
山繭紬売	【安芸国】高宮郡鈴張村、沼田郡小川内村、山縣郡吉木村
綿打弦商	【出雲国】木次
毛綿	【伯耆国】米子町
麻物	【大和国】
袋物商ひ	【大坂】順慶町四丁目
袋物卸売	【大坂】大手松屋町
印籠巾着小売	【大坂】島の内
腰物類商	【安芸国】広島本町
畳縁	【安芸国】沼田郡
更紗型付け仕	【大坂】（*更紗染師）【安芸国】広島本川畳屋町【播磨国】林田庄建部内匠頭様領大堤村（*更紗形置職人）
めがね	【安芸国】広島塚本【播磨国】高砂（*箆）、多賀郡津万村（*糸物）【大和国】郡山観音町【肥前国】長崎西浜の町（*めがね細工）
金物	【大坂】船場塩町、南堀江、順慶町、北久宝寺町、江戸堀靴町【播磨国】高砂【備後国】鞆津（*金物細工）【石見国】大田町
金通し張替	【大和国】曾賀郡高市村
細工道具・大工道具	【大坂】船場塩町【備中国】倉敷（*道具）【播磨国】高砂
木具類商ひ	【大和国】高田村【美作国】勝山（*木地物）
材木・木材	【備中国】笠岡【尾張国】木曾
天秤針口直師	【大坂】久太郎町、心齋橋南本町【摂津国】兵庫神明町（*天秤釘）
行燈売	【大坂】安治川新堀、雑喉場、勝間【丹波国】氷上郡（*古あん（行燈カ）直し）
灯燈	【大坂】天満小嶋町
みの商	【大坂】松屋町筋具足町【伯耆国】久米郡泰久寺村
碁将棋盤仕入目盛	【大坂】淀屋橋二丁目【江戸】日本橋（*碁盤目盛）
上菓子・菓子	【大坂】天満（上菓子伝授）・米子町【備中国】、【讃岐国】金毘羅
あめ売	【大坂】（あめの鳥細工）、立売堀三丁目【備中国】山地村
干物	【大坂】天満市ノ側
大小すり本	【大坂】下寺町
書林	【大坂】高津新地三丁目（*本売）、堂島中之町（*肩淨瑠璃本仕入）【京】大宮通一条下ル町（*いろは教方本売）【江戸】浅草御蔵前本籠町二丁目（*しつけ方本）【播磨国】姫路（*読み本）【備中国】倉敷（*読み本）【石見国】大森新町（*しつけ方読売）

読売	【大坂】阿波座解船町（*百人首読売仕）【江戸】本庄三ツ目長蔵町（*歌本読売）
茶道具	【大坂】堂島北町、京町堀（*茶道具）【京】西洞院姫小路【備中国】倉敷【備後国】福山上市町【備前国】岡山【讃岐国】丸亀【筑前国】福岡
亀茶（茶亀）	【備後国】福山府中市
表具（師）	【大坂】上塩町五丁目・天満【安芸国】広島、西条四日市【備前国】西大寺一場町、西大寺東町
掛物持参	【讃岐国】丸亀通町、志度浦
欄間判木	【長門国】萩松本町
油商	【大坂】四軒町（*ともし油）、上町（*油皿）【安芸国】高宮郡（*こまい油）
粘土	【大坂】南久宝寺町
もぐさ	【大坂】堂島
蠅不入	【大坂】御堂前、南御堂筋、玉造札之辻、京町堀、備後町
蚊帳商ひ	【安芸国】高田郡市川村
鏡磨	【大坂】堂島梅田橋【播磨国】赤穂
金魚	【和泉国】堺（万次郎・文吉・政吉）
子供手遊商	【大坂】四ツ橋【備中国】笠岡濱町
打敷紙おろし売	【大坂】心齋橋筋南へ入
万年杓商ひ	【大坂】阿弥陀池
下駄草履	【大坂】船場博労町、渡辺筋【安芸国】高宮郡中深川【播磨国】（*緒類）姫路
剃刀砥石	【播磨国】高砂
水鉄砲商・龍起水	【大坂】御堂筋
箱火鉢商ひ	【大坂】勝間
脇指小道具	【大坂】内本町【播磨国】加古川【備中国】倉敷（*刀脇指）、金屋本町【備前国】（*小道具）【備前国】岡山ときわ町（*刀脇指とき）
古道具商ひ	【安芸国】広島西魚屋町、広島空鞆町（*掛物持参）【備前国】上道郡
瀬戸物	【肥前国】牛津
焼物師	【豊後国】
唐津物	【筑前国】芦屋浦
稲こき商ひ	【大坂】四ツ橋助右衛門町
有馬籠売	【大坂】四ツ橋【播磨国】北条、加西郡横田村（*有馬籠細工）
針	【安芸国】広島天満町
筆墨	【安芸国】賀茂郡西条助実村、安芸郡熊野村【摂津国】有馬【播磨国】北条【備後国】福山【出雲国】松江茶町、木次【大和国】南都

道具	【安芸国】広島中嶋【備中国】倉敷（*力道具・小道具）、吉浜【備後国】下魚棚【備後国】神辺
鉄商売	【安芸国】奴可郡西条
はがね	【安芸国】高田郡秋山
鼠取	【播磨国】明石新町
氷こんにやく	【播磨国】多賀郡
大小曆売	【備中国】笠岡八軒屋町
小鳥売買	【備中国】倉敷【紀伊国】和歌山（*鳥）
高金物唐紙	【備中国】倉敷
糸物細工	【備後国】鞆津
挟細工	【大坂】
十六盤細工	【尾張国】名古屋
手遊細工仕	【長門国】下関
鞆細工	【大坂】天満、御堂筋
鏡細工	【大坂】久太郎町四丁目
綿わく細工	【播磨国】加古川（*実取わく細工仕）
鋳懸細工	【播磨国】林田【備中国】倉敷、笠岡【讃岐国】志度浦（*鋳掛）
指物細工	【安芸国】広島天神町（*指物師）、沼田郡楠村
造花細工	【備前国】岡山
時計細工	【備中国】倉敷市場町【伊予国】今治本町三丁目
箴細工	【播磨国】赤穂城下町 *箴（赤穂尾崎村）
わら細工	【備後国】御調郡木梨村
横槌細工	【山城国】梅ヶ畑善妙寺村【摂津国】尼崎（*槌商ひ）
打槌細工	【摂津国】尼崎
木槌細工	【大坂】船場塩町一丁目
赤金細工	【京】（*真鍮赤金（銅）細工）【肥前国】長崎
銅印細工人	【備中国】松山【美濃国】大垣城下【伊勢国】松阪
龍書細工人	【京】建仁寺町
櫛・こうがい細工人	【安芸国】海田市
印肉仕替	【備中国】倉敷【京】寺町、京蛸薬師通富小路（*印判師）【摂津国】兵庫柳原町（*印肉）【大和国】萩原村（*印肉印判商ひ）
弁柄	【備中国】吹屋
燈心張替	【備中国】川辺【大和国】小柳（*燈心商売）【紀伊国】和歌山茶屋町
鬢付け・ろうそく卸	【備中国】惣社町

植木商ひ	【備中国】笠岡【摂津国】池田、川辺郡山本町【播磨国】三木【伊予国】今治【土佐国】下之茅、八幡郡下田浦
庭築	【大坂】南船場橋本町【江戸】深川（*庭作）【長門国】赤間関（萩之流築山直し）
鋸目立	【備後国】福山藺町【播磨国】三木下町
刀鍛冶	【大坂】上町
玉藁	【安芸国】広島金屋町
熊肉売	【備後国】庄原
絵の工類商売	【備後国】福山吉津町
帽子商売	【備後国】府中【備前国】岡山大雲寺町【周防国】山口（*綿帽子）【大和国】南都（奈良）
弓弦	【出雲国】松江廣瀬町、木次（*弦）
合羽	【出雲国】【備前国】奥郡小津村
あさがお売買	【備前国】岡山
漆商ひ	【備前国】西大寺
椀商ひ	【但馬国】竹田
晒	【大和国】南都
せんべい	【伊予国】道後（親子3人）
神酒徳利	【伊予国】松山かわら町
神棚	【大坂】玉造札之辻
団扇	【讃岐国】丸亀魚屋町
紙細工灯籠	【讃岐国】高松東町
つむ（紡錘）うり	【阿波国】板野郡徳命村、美馬郡岩津村
柳行李商ひ	【但馬国】万場町
数珠商ひ	【大坂】道頓堀【紀伊国】高野山【備前国】岡山
塩買廻し	【陸奥国】会津
八百屋注文取	【大坂】天満市ノ側、松屋町
諸国米問屋	【大坂】堂島
何角注文取	【大坂】堂島弥左衛門町
荒物注文取	【大坂】松屋町筋九之助橋、島の内鍛冶屋町
酒道具注文取	【大坂】立売堀
藍代かけ取	【大坂】小右衛門町（阿波屋幸兵衛、阿州北方政七）
箸注文取	【大坂】御堂前
綿実問屋	【摂津国】神戸
油方目代	【備中国】山野（新屋徳右衛門）、倉敷（絹屋十三郎）、矢掛（谷口屋勘六）

用事	【大坂】坂町、新町、難波新地一丁目、江戸堀、天満、道頓堀、安堂寺町、南堀江、内平野町、曾根崎村、立売堀、島の内、安治川、生玉【安芸国】広島本川、広島（浅野孫左衛門様東城鉄方両村）、賀茂郡西条四日市中町、安芸郡牛田村、同中野村、【備中国】倉敷（*縁談用ほか）、連嶋、金毘羅仲野屋嘉六（ほか人足2人）、笠岡、玉島、絵師村、赤崎新田村、浜村、江原村【備後国】御調郡因島椋之浦（役用二付庄屋ほか）、三原西町（町役所へ願筋二付）、福山、時安村、神石郡、上下町【京】北野、土御門殿御門人、諸国神社拝礼（吉田殿御内岸本帯刀・同萩野河内守殿御内平田宗純2人）【山城国】宇治（*御城下へ茶御用）【摂津国】兵庫新在家町、神戸【備前国】岡山（縁談聞合ほか）【江戸】、【伊予国】小松西町、大洲【讃岐国】金毘羅坂町【阿波国】北方西分村【伊予国】宇摩郡三島村【志摩国】鳥羽【周防国】佐波郡宮市町（*奉公を望）【筑前国】舟越町（*平野屋孫右衛門出店客）【豊後国】中村（*尋者）【長門国】萩【尾張国】【越前国】福井【近江国】北之庄、神崎郡山本村【常陸国】水戸（*浄泉寺へ用事）
掛け合い	【安芸国】広島【播磨国】今市（掛け取り）【備中国】大江村（掛け取り）【備中国】入江新田（*銀談）【備前国】岡山新町・岡山岩田町（*掛方つつめ）【阿波国】学村（*銀談）【筑前国】芦屋浦（掛け取り）
大坂役人罷越候様申付二付	【備中国】笠岡村（役人）【周防国】上関（5人）、呼坂駅（庄屋ほか15人）、都濃郡花岡駅（庄屋ほか8人）
大坂役人帰り之節迄逗留	【讃岐国】塩飽

注)「文化十五年戊寅三月 久保町逗留願扣 久保町組頭徳平 文政甲申正月改名猪右衛門」「文政十三寅十一月ヨリ旅人滞留願扣 久保町組頭役 傳右衛門」（広島県立文書館所蔵青木茂氏旧蔵文書 200004 - 166 - 1、200004 - 166 - 11）より作成。

表3 尾道を訪れた医療関係者

商い物	出自
歯療治	【大坂】道修町【安芸国】広島、竹原（*口中療治）
入れ歯細工	【大坂】嶋之内九之助橋、南江戸堀三丁目（*入歯師）【安芸国】竹原【京】数珠屋町下ル、寺町通り広小路、堀川通り【備前国】岡山桜屋町【備後国】三次十日市町【江戸】浅草田原町、谷中山崎町【伊予国】宇和島
歯薬・歯磨き売り	【安芸国】広島（*歯の磨仕）、賀茂郡長浜
御国中御免薬売買	【大坂】
薬種、売薬	【大坂】本町、上町（家伝荻命散）（ほくろ抜薬）【摂津国】有馬（薬売）【淡路国】上本町一丁目【安芸国】海田市（練り薬、曾金丹練薬、一角練薬、紫金錠薬、曾命丹練薬、精気円、丸薬、虫薬）、奥海田（一角練香売丸）、瀬戸田丹花（売薬）、広島銀山町（薬師）、広島中嶋本町（膏薬商売）、広島京橋金屋町（売薬）、広島本川（油ぬき薬）賀茂郡田口村（一元丹練薬、練薬）、賀茂郡長浜（売薬）、廿日市（印籠丸）【備中国】玉島（売薬卸）、西浜村（金生丸卸）、惣社田町（薬卸）、久保屋郡浜村（練薬）、下原【備後国】福山吉津町（熊の胆丸）、三次十日市町・福山吉津町（膏薬売）【京】四条通り（膏薬売・一角丸）、大佛境内寺町通（伊勢浅間山万金丹）【江戸】上之町白河町（弘慶子丸薬）、谷中山崎町（藤八五文薬）、上野広小路、馬喰町【石見国】井津和村（熊の胆丸・黒丸子）【越中国】富山（薬入替、町内近在卸薬）、滑川（合薬）【伊予国】松山小倉屋町（龍涎丹商薬）【讃岐国】観音寺
目薬相弘め	【大坂】島之内小西町
灸点	【大坂】南堀江四丁目、島之内周防町（夫婦）【京】不明町（不明門通カ）松原下ル【備後国】中條村【江戸】博労町三丁目（*名灸）【阿波国】那賀郡岩脇村（*目一遍灸治）【紀伊国】和歌山宇治【信濃国】善光寺東町【近江国】南殿町
医師	【安芸国】広島鉄砲町、広島京橋（*針医）、賀茂郡（*医学執行）豊田郡（*医師執行）、【京】四条通り（*生駒大内之助・同妻）、四条通り瓦屋町（*眼医師）、北野今小路町（*眼病療治）【備後国】福山吉津町（*針医）、因島、吉和村（*医業）、御手洗（*町医師）【備前国】岡山（*医師執行）【江戸】医師（*文山と申医師）【伊予国】松山泉町・松山山町（*医者執行）、新居浜（*外科医師）【周防国】三田尻（*医師執行）、多田【土佐国】浦岡芸助ほか【出雲国】松江（*眼医師）【常陸国】水戸（*長崎より登りかけ）
医師修行	【大坂】島之内木綿屋町（*松本辰平殿方病人二付逗留）【備後国】奴可郡西城住人

眼病修行	【大坂】堂島中三丁目
按摩	【大坂】安土町【安芸国】竹原、沼田郡、豊田郡惣定村、賀茂郡寺家村、佐伯郡能海人之瀬（飛渡瀬）【播磨国】上郡廣田村、龍野（＊はり）【備中国】笠岡西本町【備後国】神辺上市、上下町【京】姉小路室町東へ入【備前国】岡山、下津井【江戸】神田三河町（＊もみ、はり、灸代膏薬）、神田御成道【石見国】銀山領湯里町【伊予国】大津之内【讃岐国】金毘羅内町、丸亀【周防国】徳山城下【長門国】下関米屋町【肥前国】長崎大黒川
病気養生	【安芸国】広島愛宕町【備中国】（＊岡田御家中 村田廉次・上下2人）、西方村、小坂村（＊保養ニ参ル）【備後国】三次五日市町、三原西町、府中（＊医師）、因島【土佐国】眼病療治【長門国】萩（＊眼病療治）【肥前国】対馬（＊船上リ養生）【常陸国】信田郡阿見村（＊宮島参詣舟中より病気ニ付養生（4名）
汐風呂	【安芸国】広島鉄砲町、広島猿猴橋町（＊新地ニ而塩風呂）
道具	【京】大佛三宮町（＊外療道具）
その他	【紀伊国】高野山（＊宇津土屋十兵衛より願参ル）

注) 表2と同。

表4 尾道を訪れた芸能関係者

商い物	出自
早口辻売	【大坂】南瓦屋町、道頓堀松本町（*辻咄）
咄・座敷咄	【大坂】新町（*噺・噺なぞ解：桂文治）、南本町五丁目、江戸堀五丁目（*式丁つつみ：九兵衛・よね）、生玉馬場崎、道修町、平野町（一柳亭亀楽）【京】四条（*桂扇歌）、祇園、御幸町、寺町蛸薬師（親子3人）【江戸】馬喰町三丁目（*林屋南鶴・同人妻やゑ）、麴町、本庄一ツ橋、八丁堀（*今昔滑稽集噺：白面舎狸友・同娘こま）【美濃国】武儀郡関本町四丁目（*落噺座敷）【伊勢国】山田宮後町
座敷長唄	【大坂】立売堀中之町
座敷浄瑠璃	【大坂】新町、島之内南錦町、堂島（*浄瑠璃修行）、石町（*浄瑠璃仕）、天満（*浄瑠璃語り）【安芸国】白島【備後国】向島【京】北野上七軒町、四条（*陸竹佐和太夫・女房つい）【備前国】岡山【和泉国】堺【阿波国】徳島十一丁目（*渡世浄瑠璃）【丹波国】氷上郡
三味線引	【大坂】難波新地（江戸屋宗口・娘小春・女中1人）、安治川一丁目【備後国】向島（*三味線稽古ニ参ル）【京】四条烏丸上ル町（*三味線稽古）【備前国】岡山（*座敷三味線）【讃岐国】高松今新町（*三味線細工）【尾張国】名古屋（*三味線修行）
芝居	【大坂】道頓堀（芝居囃子方之者都合10人）【摂津国】兵庫（*人形芝居）【讃岐国】金毘羅（備中吉浜の者と一緒：新地芝居へ用事）【紀伊国】和歌山（*欠作猿芝居：備後宮内へ参り懸け（半之助ほか7人））
能狂言十六人芸	【大坂】上町【備前国】岡山（*能役者）【江戸】八丁堀（狂言師）
のぞき	【大坂】高津新地三丁目（*細工物三本足娘のそき仕：梅吉・娘おなり・熊吉・亀吉・惣吉）【安芸国】広島六丁目【備中国】倉敷【備後国】福山やまの村【讃岐国】高松松本町
軍書講釈	【大坂】天満靈符筋三丁目【京】三条木屋町（*円山尼ほか2人）【江戸】神田（*道具屋長之助）【安芸国】広島【讃岐国】丸亀加屋町（*軍書座敷咄）【紀伊国】加太浦【丹波国】亀山
見世物商売	【安芸国】広島京橋金屋町、賀茂郡長浜住人（*箱内からくり見世物）【備中国】津山（*八人芸）【備後国】三原西町（*はまぐり細工）【備前国】岡山磨屋町（*茶碗早つき）【江戸】麻布田崎町（*騎鳥喰：原田善太郎・上下10人）、浅草田原町三丁目（*こま廻し 歯薬相添）【伊予国】松山浮穴郡田野久保村（*花瓶引）【阿波国】徳島佐古町（*狼見世物：寅五郎・下人3人・女中2人）【肥前国】長崎左川町（*おらんだ細工のぞき見世物）【三河国】吉田新銭町（*人形遣い）【越後国】蒲原郡月形村（*渡世越後獅子：大人2人、子供2人）
石印篆刻師	【安芸国】佐伯郡廿日市
心学	【安芸国】広島天神町（*心学教尋）【伊予国】松山（*心学道話：医師）
儒学	【備後国】福山（*儒学修行）【江戸】下谷御成道（*儒生）【伊予国】新谷（*儒学稽古）

道学	【長門国】赤間関（*道学講釈）
配札	【京】愛宕山（*福寿院配札）
画工	【大坂】（*座敷願絵）、久宝寺（*絵師）【備前国】岡山富田町（書画） 【京】東山、御幸町錦上ル町（画修行）【江戸】京橋南伝馬町（*口画）【筑前国】博多町【肥前国】長崎勝山町（絵師）【飛騨国】大野郡高山下町（商売画執行）
筆道歌学	【京】
修験（山伏執行）	【備前国】児島郡下津井村【下野国】都賀郡日光山本山方（*修験一道・女房）
太神楽	【伊勢国】桑名太夫村（*岡田忠太夫・上下7人）（*加藤源太夫・上下7人）【常陸国】神楽修行（鹿島大神宮社人）
事触	【常陸国】（鹿島社人2人）
周易人相	【讃岐国】多度津堀江新町【加賀国】金沢（*易道：宮島参詣通掛り）
立花生花指南	【大坂】（*花指南）【京】四条通、池之坊御隠居【江戸】浅草【尾張国】名古屋御還御門通り（*茶花指南）【三河国】池鯉鮒宿本町（*生花）
茶湯指南	【大坂】
楽焼そのほか和かん焼物指南	【大坂】京町堀二丁目
料理伝授	【江戸】日本橋北鞆町
諷師道諷指南	【備前国】岡山尾上町
碁指南	【備中国】口林（*碁ノ先生）【備後国】三次五日市町【伯耆国】米子八日市町
算術指南	【備後国】鞆津【江戸】（*鈴木大隅之助）
東山流盆石	【安芸国】本郷上市
その他	【周防国】宮市（此度金毘羅より出雲大社参詣仕）

注) 表2と同。

表5 享和3年(1803)頃、大坂市中で流行していたもの

絵本太閤記	アゴノ太トかんざし	吉原仕立ノ紙入	都名所図会	おやまの絹足袋
逢坂の清水	絹ばっちの尻からげ	役者ノ似顔画	大長寺の茶店	竹先ノ提ゲ提灯
三段針かねノ髷上ケ	夜啼うどん屋ノ大行燈	やたら看板掛た薬取次店	大戸ノセリ上ゲセリ下ゲ	錫の道具で立派ナ砂糖水
婦女衿うら返し	黒天の女帯	立派ナのぞきかんばん	婦女尻叩キ帯	長じゆばん代りのこしまき
おだれ突抜き看板	栗ノ岩おこし	切芝居ノ座ふとん	唐銀のかんざし	中拂節季なし
町娘の三味織稽古	太夫町名で誉ル	長羽織	奉納ノ生花	役者を家名で誉ル
腰提ゲの鏡袋	羽織ノ引掛ケ紐	大師巡り	縫箔の衿掛ケ	黒縮緬の江戸帽子
妙見朝参り	重荷持の倒襦袢	鹿子ノ鬚くゝり	金毘羅の御百度	けたまたげノ股引
出シ店の人相見	じんを増ス練菓	男の綿ぼうし	橋上の豆茶屋	請合ノしつくすり
娘の廣袖	孟宗ノ竹の子	書出し医者	笛ふいてあるく按摩	幟立た砂糖店
芥子坊主の椎好鬚	古手物ノ夜見世	淀屋橋の腰さげ	女子のおぼこ仕立	瀬戸物の焼つぎ
李冠仕立の着物	有難屋ノ菜籠	徳用油	細ぐゞりの袖口	切手ノ茶の子物
浄瑠璃ノ出語り	革の早道	ふぐ汁屋	夕時ノ太功記	堂島下駄
雲州鬚	おやま芸子の顔似絵	古下駄の夜見世	名物おいしいの	にしん昆布まき

注) 「近世浪華市中流行(享和3年(1803))」(「摂陽奇観 卷ノ四十三」『浪速叢書 卷五』(昭和3年(1928年)315頁～322頁)より作成。